

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
保険会社向けの総合的な監督指針			
○統合的リスク管理態勢関連			
1	II-3	<p>監督指針においても明示されているように、統合的リスク管理態勢の整備は、まだベストプラクティスといったものが存在せず、各社が様々な形で模索している状況である。このような現状を踏まえ、経営陣や部門長レベルにおいて、どのような議論が行われ（公式な会議体以外に勉強会等を含む）、またどのような指示がなされているかについて重点的に検証する旨を明記すべきである。また、同様の理由から、統合的リスク管理やORSAにおいては、水平的検証の果たす重要性が非常に高いと考えられる。従って、その検証結果については、ERM ヒアリング同様、必要な情報の加工を行った上で、対象保険会社のみならず、広く一般に公表を行うことが有用と考える。その旨を監督指針にも明記することを検討願いたい。</p>	<p>保険会社における統合的リスク管理の態勢整備状況については、保険課が毎年公表しているERM ヒアリングの結果概要からも明らかのように、その進捗は各社で異なります。従って、どのような項目を重点的に検証するかは、各社の態勢整備状況に応じて異なると考えております。</p> <p>統合的リスク管理態勢ヒアリングの結果については、必要に応じて引き続き公表し、保険業界全体の統合的リスク管理態勢の高度化を促していく予定です。</p>
2	II-3	<p>「監督指針II-3-1 意義」及び「検査マニュアルI. 経営陣による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況」には、次の記述がある。</p> <p>「保険会社の統合的リスク管理の標準的な枠組みはまだ確立されていないが、上記の重要性に鑑みれば、保険会社においては、業務の規模・特性に応じたリスク管理の更なる高度化に向けた不</p>	<p>監督指針「I-2」や保険検査マニュアル「【はじめに】(3)」に記載の通り、本監督指針等は、保険会社の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、評価項目の全てを各々の保険会社に一律に求めているものではなく、各</p>

		<p>断の取組みが必要である。」</p> <p>標準的な枠組みが確立されておらず、個社の特性に応じた取組みが求められている以上、今回の監督指針に述べられている要求は、あくまでも金融庁が求める「理想的」状態であり、ここで求められている項目は、各社が自社の判断に基づき重要と考えるリスクに対して、自らが相応しいと判断した手法を以って管理すべきもので、すべての保険会社が画一的にここに記述された方法を採用し対応すべきものではない、という理解でよいか。</p>	<p>評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、保険会社の財務の健全性及び業務の適切性等の確保の観点から問題のない限り、現段階においては不適切とするものではありません。一方、統合的リスク管理態勢に係る評価項目で求められる態勢が形式的に具備されていたとしても、必ずしも十分とは言えない場合もありうることから、自社の業務やリスク特性、規模、複雑性に応じた不断の取組みが必要であると考えております。</p>
3	II-3	<p>「高度化に向けた不断の取組みが必要」とされていることから、統合的リスク管理は、謂わば、経営そのものであり、一時に完成するものではなく、段階的に改善・向上させていくべきものと理解している。その意味からも、各社の準備状況や注力すべき分野も異なっているのは当然の状況と考えるが、金融庁としてはこうした各社の現状の差異をどのように評価しようと考えているのか。また、今回 IAIS が平成 23 年 10 月に採択した「保険コアプリンシプル」に言及しているが、ソルベンシーⅡ等、海外の事例をみても数年から十年程度の準備期間を設けて進めてきているものと理解している。金融庁当局は、今回の指針・マニュアルに織り込まれた事項の実施を来年から全社で行われることを期待しているのか。あるいは、未実施項目については、例えば実施のため</p>	<p>各社において、業務やリスク特性、規模、複雑性に応じた適切なリスク管理態勢が整備されているかを評価します。なお、評価項目の全てを各々の保険会社に一律に求めているものではありません。</p>

		の計画案等の説明に替えることも可と考えているのか。	
4	Ⅱ-3	Ⅱ-3の構成において、統合的リスク管理の下に個別リスク管理が位置付けられることが明確化された。このため、統合的リスク管理を担う部門（に加え、内部監査部門）は、個別リスク管理を担う部門やその他の関連部門から必要な情報の報告や、その他の必要な指示を行う権限が十分に付与されていることが重要となる。このような視点に基づき、社内規定の整備状況や実態的な運営状況等について、多面的な視点から検証を行うことを明記してはいかがか。なお、後者の実態面での検証は、通常、証跡が残りにくく、検証が困難であると考えられるため、非公式な打ち合わせのメモや担当者へのヒアリングを活用することも考えられる。	貴見の通り、リスクを統合的に管理する部門等の役割は非常に重要です。従って、監督指針「Ⅱ-3-7-3(2)」等において、ご指摘のような着眼点を記載しております。
5	Ⅱ-3	統合的リスク管理の領域は非常に広範であり、かつ正解があるわけではないことから、ハイレベルなことからテクニカルなことまで、自社の規模やリスクプロフィールを踏まえつつ、決定しなければならない要素が多い。このような点を踏まえると、重要な決定がどのような議論によりなされたか、議事録等により外部からも検証可能であることが望まれる。例えば、過去に決定されたことが、見えない形で取り消されている等があるのは、あまり望ましくないと考える。このような観点から、統合的リスク管理の検討プロセスの外部検証可能性について、監督指針に追加すべきである。	外部検証可能性については、内部統制上の重要な機能であり、統合的リスク管理の検討プロセスに限らず求められることから、当該項目のみに記載することはなじまないと考えております。
6	Ⅱ-3	各保険会社とも、監督指針や検査マニュアルに押される形で統合的リスク管理態勢の整備に向けた取り組みを進めている。しか	ご指摘の点は、改正案の着眼点等で包含しているものと考えており、貴重なご意見

		<p>しながら、業界全体では、経営のサポートの弱さ、部門間の政治争い、専門的知見の浅さ等から、なかなか思うように進んでおらず、リソースの浪費とも思われる状況が続いているように思われる。このような会社では、一見、検討を着実に進めているかのように見える、いわばコンプライアンス的対応を行っているように思われる。当局においては、監督指針に基づき、このような状況を適切に指摘する必要がある。このようなコンプライアンス的対応には、次のようなものが挙げられる。(1) いつまでも経済価値ベースのバランスシートの報告にとどまっている、(2) 他社情報の収集を重視している、(3) 実質的に統合的リスク管理部門だけで取り組みを進めている。(2) については、やってる感が出せること、経営陣が常に他社の動向を気にすること、非開示情報を握むことが権力の源泉になるという思い込みがあること等の理由から特に重視される傾向があるが、実際の取り組みを行ったことがある者には、このような情報はそれほど必要性が高くないことを知っているはずである。このようなコンプライアンス的取り組みを指摘する視点を監督指針に加えるべきではないか。</p>	<p>として承ります。</p>
7	II-3	<p>統合的リスク管理では、よく言われるように、定量的な検討のみにとどまり、戦略的リスク管理のような検討がなされていないケースがあると思われる。統合的リスク管理の領域は非常に広く、かつ定まったプラクティスが存在しないため、同時に広い分野の検討が必要となる。上記例とは逆に戦略的リスク管理を優先し、定量的な検討が疎かになっても問題である。重要なのは、統</p>	<p>貴見の通りであり、貴重なご意見として承ります。</p>

		<p>合的リスクを構成する様々な重要な要素について、全体を踏まえた上で計画的に取り組んでいるかであり、そのような検証が重要と考える。</p>	
8	II-3	<p>統合的リスク管理の整備においては、統合的リスク管理部門、資産運用リスク管理部門、保険引受リスク管理部門、内部監査部門等、多くの部門の連携が必要となる。このような連携は有効な統合的リスク管理態勢の整備に不可欠なものであるため、例えば、保険引受リスク管理部門において EV の計算を行っているにもかかわらず統合的リスク管理においてはそれを活用していないケースや、個別リスク管理（資産運用や保険営業、商品開発等のリスクテイクを含む）における検討と ERM の検討がリンクしていないケースがないか等、連携の十分性についての検証も有効であると考えられる。連携が十分でない場合には、その理由について、経営陣の認識や指示のあり方等、多面的な検証を行うことが考えられる。</p>	<p>ご指摘の通り、関連部門間の連携は重要であり、統合的リスク管理の前提であると考えております。</p>
9	II-3	<p>今回の改正により、各種リスク管理が統合的リスク管理の下に位置付けられるようになった。このこと自体は正しい方向であると認識しているが、統合的リスク管理部門は経営陣が担うことのほぼすべてを行うべきかのように読めないこともない。我が国の組織風土においては、このような読み方をすることにより、会社の経営に少しでも問題があれば、それは全て統合的リスク管理部門の取り組みが不十分なためであり、統合的リスク管理部門は経営のあり方を根本的に変えることこそが役割である、経営を変え</p>	<p>監督指針においては、経営陣の役割と、リスクを統合的に管理する部門の役割を書き分けており、ご懸念のような、経営陣が担うべき役割まで、リスクを統合的に管理する部門に求める意図はありません。</p>

		<p>られなければ統合的リスク管理部門の存在意義はないと、統合的リスク管理部門に対して空想的な目標を押し付け、経営陣よりもずっと上位に位置付けるような誤解をするようなケースも想定される。このような誤解を避けるためにも、監督指針の記載の明確化を求めたい。</p>	
10	Ⅱ-3	<p>今般の監督指針の改正と既に改正済の検査マニュアルにおいて、貴庁が保険会社に対して統合的リスク管理態勢の整備を求める姿勢は極めて明確なものとなっている。しかしながら、保険会社によっては、その整備に向けた取り組みはマチマチである。社長をトップに専務や常務クラスをメンバーとして検討を進める会社もあれば、担当役員をトップに各部長クラスをメンバーに検討している会社もある。統合的リスク管理が経営そのものであれば、どのような取り組み体制が必要かは明らかであると思うが、本気になれない会社は現場レベルに検討を投げただけというのが現実ではないか。当局におかれては、このような取り組み体制も検証のポイントとしては如何か。</p>	<p>監督指針「Ⅱ-3-7-3 (2)」において、「保険会社の業務やリスク特性、規模、複雑性に応じて、リスクを統合的に管理する部門を明確化し、同部門の長及び担当役員を配置した上で」と記載しており、適切な役割分担の下、適切な統合的リスク管理態勢を構築することが重要であると考えております。</p>
11	Ⅱ-3	<p>統合的リスク管理に関する充実した内容が追加されることとなった。しかしながら、我が国においては、統合的リスク管理の取り組みは、本来的に行われるべき経営レベルではなく、現場レベルで投げられ、経営からのサポートが得られない、より悪いケースでは他部門から足を引っ張られるというケースすらあるように見受けられる。ついては、統合的リスク管理の整備に関する監督を行うにおいては、単に統合的リスク管理整備に関してどのよう</p>	

		<p>な資料が取締役に報告されているかではなく、それがどのような主導、協力の下で行われているかに着目することが重要と考える。</p>	
12	Ⅱ-3	<p>用語に関して監督指針と検査マニュアルの間での整合性または統一性、2つの用語の違い等、以下の点についてもお伺いしたい。</p> <p>(ア) リスクプロファイル、リバース・ストレステストやトータルバランスシート等の用語が説明なく追加・使用されているが、説明は必要ないとの認識か。(また、検査マニュアルではリスク・プロファイル(点あり)であるが、監督指針ではリスクプロファイル(点なし)となっている。)</p> <p>(イ) 監督指針においてリスク管理方針とあるが、検査マニュアルでいう統合リスク管理方針及び統合的リスク管理規程との関係として、どのような整理付けがされているのか。また、Ⅱ-3-4 リスク管理方針において、「リスク管理方針」、「リスク管理方針等」および「リスクの管理方針」という異なった記載がみられるが、区別して使用しているのか。</p> <p>(ウ) Ⅱ-3-9 資産負債の総合的な管理において、題名に「総合的」と使用されている一方、Ⅱ-3-9-2 主な着眼点の(1)において、「総合的」から「統合的」にわざわざ変更されている。このことから鑑みると、「総合的」と「統合的」を使い分けているように見受けられるが、どのような違いを基に使い分けているのか。</p>	<p>リスクプロファイルについては検査マニュアルに記載の定義と、リスクの管理方針についてはリスク管理方針と同義です。これらをご指摘を踏まえ修正します。</p> <p>リスク管理方針等とは、リスク管理方針を含む各種規程を含んだ概念です。</p> <p>他の用語につきましては、例えば、リバース・ストレステストなど、必要と考えられる部分については定義をしております。</p> <p>監督指針は、金融庁が日々行っている保険会社の監督事務に関し、その基本的な考え方や事務処理上の留意点等を体系的に整理することを目的として取りまとめ・公表しているものであり、保険会社の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように、一部用語の定義を定めていないところがあります。用語や文章で不明な点があれば、随時お答えしていくこととしたいと考えております。</p> <p>なお、監督指針「Ⅱ-3-9-2(1)」にお</p>
13		<p>今回の監督指針に限らず、保険検査マニュアルにおいてもであるが、限度枠やリミットといった用語に明確な定義がなくかつ</p>	

		貫性がないように使用されているように感じている。もちろん、業界にあっても共通の定義はないが、せめて各文書の中ではある程度指しているものがイメージできなければ、当局の意図が伝わらない。このような観点から、定義が必要なものは定義し、一貫した用語の使用を検討頂きたい。汚い文書をさらにつぎはぎしていくと、メンテナンス不可能な文書となってしまうというのは、文書管理における基本である。	る「総合的」から「統合的」への変更については、監督指針「Ⅱ-3-7-3 (2)」において、同じ内容を記載しており、整合性をとる観点から、「総合的」から「統合的」に変更しております。
14	Ⅱ-3	統合的リスク管理においては、リスクアペタイトやリスク選好とか、リスク限度枠やリスクリミット等、定義があいまいで、使用する者や文脈によって意味が異なりうる用語が多い。統合的リスク管理の整備を行うに際しては、このような用語の社内の定義を明確化し、コミュニケーションを行うことが重要である。監督指針においても、このような視点が書かれるべきである。	監督指針は保険会社の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したため、一部用語の定義を定めていないところがあります。 ご指摘の通り、社内でこれらの用語を用いる場合は、定義を明確化しコミュニケーションを行うことが重要です。
15	Ⅱ-3	各社において、一定程度、経済価値ベースの ERM の検討が進んでいることを踏まえ、各社で共通性、収斂が見られている要素については、順次、監督指針に反映していくべきではないか。例えば経済価値ベースのバランスシートに含める資産、負債の科目の種類、税効果、注記の取扱い、リターンの把握方法、リスクとリターンの対比方法等が考えられる。プリンシプルベースとはいえ、業界の水準を高めて行くためには、このような詳細化は必要であるとする。	監督指針は、金融庁が日々行っている保険会社の監督事務に関し、その基本的な考え方や事務処理上の留意点等を体系的に整理することを目的として取りまとめ・公表しているものであり、保険会社の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように記載しております。
16	Ⅱ-3	統合的リスク管理は、まだ確立された実務が存在せず、各社が	保険会社における統合的リスク管理への



		それぞれに模索を行っているところである。業界全体でこれらの取り組みを効率的に推進し、かつ望ましい実務の早期確立を目指すべく、貴庁において、情報の取り扱いに差し支えない範囲において、統合的リスク管理に関する事例集を作成することとし、その旨を監督指針に記載してはいかがか。	取組みについては、ERM ヒアリングの結果概要という形で、当庁ウェブサイト公表しております。
17	II-3	統合的リスク管理態勢の検証においては、監督当局（検査局を含む）においても、従来以上に専門的知見が求められることとなる。特に、現状、監督当局においては、統合的リスク管理分野におけるアクチュアリーが不足していると認識している。もし専門的知見が不足した状況で監督業務が行われれば、監督指針を表面的に解釈した検証にとどまり、保険会社のリスク管理のコンプライアンス化をもたらすことにつながりかねない。このような観点から、統合的リスク管理の監督および検査のプロセスにおいて（水平的レビューやフィールドテスト、監督指針・検査マニュアルの改定を含む）、必要に応じて、グローバルかつ専門的知見を有する保険数理コンサルティング会社等と連携を図る旨を記載すべきである。その際には、当該会社と各保険会社の独立性や情報の取扱いについても、十分に配慮したものとすべきである。	貴重なご意見として承ります。
18	II-3	既存の保険検査マニュアルにおいてもそうであるが、今回の監督指針の改正案を見て受ける印象は、基本的には銀行業界のものの輸入であるため、保険引受リスク管理や再保険、統合的リスク管理の記載が、保険会社向けの内容として十分な広さ、深さに至っていないと強く感じる。諸外国のケースを挙げるまでもなく、こ	今般の統合的リスク管理態勢に係る改正は、IAISが平成23年10月に採択したICP16等の内容を踏まえて、構成や内容を整理したものです。 ご指摘については、貴重なご意見として

		<p>のような改正草案を金融庁だけで作成する必要はないので、生命保険協会、損害保険協会、日本アクチュアリー会等にサポートを依頼してはいかがか。もし中立性の観点から業界団体の関与が望ましくないのであれば、リスク管理コンサルティング会社のサポートを得ることも考えられる。また草案の作成だけでなく、品質や充分性の観点からの第三者評価を得るのも良いのではないか。</p>	<p>承ります。</p>
19	II-3	<p>統合的リスク管理の枠組みは、まだ業界標準のプラクティスが確立しておらず、各社が模索している状況である。また、当局においても、各社の取り組み内容を踏まえつつ、監督に必要なノウハウを蓄積していくものと考えている。このような状況を踏まえると、貴庁におかれても、ERM ヒアリングやフィールドテストのような定点観測に加え、リアルタイムでの把握を行うべく、各社の検討資料を徴求し、それに基づき各社と議論を重ねることは、非常に有意義ではないかと考える。さらには、このような取り組みからの蓄積をもとに、各社にベストプラクティスを求める等の取り組みにもつながるのではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
20	II-3	<p>有効な統合的リスク管理の枠組みにおいては、統合的リスク管理の取り組みについて、公衆開示にとどまらず、監督当局や格付会社との継続的な対話を行うことが重要であり、このようなコミュニケーションをどのように行うかに関する方針が適切なプロセスで定められ、それに基づき運用がなされているかについての検証が必要である。記載を求めたい。</p>	<p>保険会社がどのような会社等とコミュニケーションを図るかは、その要否や実施頻度も含め、各社で判断することであると考えております。</p> <p>なお、監督当局とのコミュニケーションについては、統合的リスク管理態勢ヒアリング等を通じ、必要に応じ実施しております。</p>

			す。
21	Ⅱ-3-1	Ⅱ-3-1に「特に、大規模かつ複雑なリスクを抱える保険会社においては（中略）全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールする統合的リスク管理態勢を整備することが重要である」とありますが、本監督指針では、統合的リスク管理態勢の整備は「大規模かつ複雑なリスクを抱える保険会社」のみに求めているのでしょうか。それとも「Ⅱ-3-7-3 報告体制と役割」の(2)などから窺えるように、保険検査マニュアルと同じく、業務やリスク特性、規模、複雑性に応じた統合的リスク管理態勢の整備を全ての保険会社に求めているのでしょうか。	ご指摘の箇所は、統合的リスク管理の意義について述べたものであり、「大規模かつ複雑なリスクを抱える」かどうかを基準に、統合的リスク管理を行う必要があるかどうかを区分する意図はありません。保険会社においては、その業務やリスク特性、規模、複雑性に依じて、適切な統合的リスク管理の態勢を整備すべきと考えております。
22	Ⅱ-3-2-1	Ⅱ-3-1において、リスクプロファイルの認識の必要性について触れられている。リスクプロファイルの認識は、リスクアペタイトに基づくリスクテイクを行う上での基礎となるものである。すなわち、リスクアペタイトに基づいてどのようなリスクをどれだけとるかという視点は、目に見えない複雑な特徴を有するリスクというものを多面的に捉えることができなければ、なかなか定めることができないのである。このような観点から、リスクプロファイルは単に把握しているかというよりは、あらゆる重要な特徴を多面的に把握するように継続的に検討・研究を行うことが求められる。このような視点の追記をお願いしたい。	ご指摘の点については、監督指針「Ⅱ-3-2-1」に記載した「経営陣においては、直面している又は将来直面するであろう全ての予見可能な重大なリスクを認識して対応することが求められる。」に含んでおります。
23	Ⅱ-3-2-2	Ⅱ-3-2-2において、エマージングリスクの観点を明示的に追加すべきである。	リスクの特定に当たっては、ご指摘のようなエマージングリスクを把握するための取り組みも重要です。こうした取り組みは、

			監督指針「Ⅱ-3-2-2 (1)」に記載した「保険会社が重要と認識している全てのリスクを考慮」に含まれております。
24	Ⅱ-3-3-2	(1)に「少なくとも保険引受リスク、資産運用リスク(市場リスク、信用リスクなど)、オペレーショナル・リスクを含む全てのリスクのうち重要なリスク(重要なグループ会社に係るリスクを含む。)を測定するものとなっているか」とありますが、測定対象とすべきなのは「全てのリスクのうち重要なリスク」でしょうか。それとも、「少なくとも(中略)オペレーショナル・リスクを含む重要なリスク」でしょうか。後者の場合、オペリスクの測定が必須となってしまいます。	測定対象とすべきリスクは、保険引受リスク、資産運用リスク(市場リスク、信用リスクなど)、オペレーショナル・リスクを含む「全てのリスクのうち、各社において重要と考えるリスク」です。
25	Ⅱ-3-3-2	測定すべきリスクの対象にオペレーショナル・リスクが追加されているが、現時点では、オペレーショナル・リスクの測定に関し、統一された標準的な手法は確立されていないと認識している。当面は、VaR等の統計手法を各社に統一的に求めるものではないとの理解でよいか。	貴見の通りです。しかしながら、オペレーショナル・リスクは、リスクの所在が多岐に渡り、リスク計測上の難易度が最も高いリスクの一つであると認識しており、オペレーショナル・リスクそのものを軽減するような経営を行うとともに、計量化に関する評価方法やデータ収集などの検討や研究を継続的に行って、リスク計量モデルの開発・改善に取り組んでいくことが重要であるとと考えております。
26	Ⅱ-3-3-2	保険のオプション評価について、検査マニュアルの表現を踏襲	ご指摘の基本的な評価手続は、保険のオ

		<p>した、確立された手法がまだない旨の表現があるが、当該評価手法が完全でないのは他の評価手法にも同様に言えることであり、また基本的な評価手法（リスク中立による評価）としては業界でほぼ共通認識があり、実務に携わる者からすると違和感のある表現である。むしろ、モデルの限界の把握という、他のモデルと同様の表現の方が適切であると考え。このような違和感のある表現は、当局が当該内容を正しく理解しているのか、監督指針に本気で準拠する必要があるのか等の信頼を失う原因にもかりかねない。表現の見直しを期待したい。</p>	<p>プション評価に関するものと思われますが、監督指針「Ⅱ-3-3-2 (2)」に記載するリスクの計量化では、保険のオプション評価を行った上で、そのリスクを計量する必要があります。保険のオプション評価からリスクの計量化を行う手法については、他のリスクに比べ、未だ確立されたものはないと考えております。</p>
27	Ⅱ-3-3-2	<p>「複雑なモデルが適切である」とあるが、必ずしも複雑なモデルが適切とはいえないため、「複雑なモデルが必要になる場合がある」と修正いただきたい。</p> <p>修正が難しい場合、第2文「例えば、～」中の「こともありうることを踏まえ、」が、「損害保険の一部～複雑なモデルが適切である」と「比較的簡易な計算が適切である」の両者にかかるということを確認したい。</p>	<p>「複雑なモデル」とは、工学的事故発生モデルなどを想定したものであり、巨大災害リスクを測定するにはこのようなモデルの適用が重要であると考えております。</p> <p>なお、後段について「例えば」は両者にかかっております。</p>
28	Ⅱ-3-3-2	<p>リスク計測モデルの限界を認識することの重要性が述べられている。我が国の組織風土においては、このようなモデルの限界の重要性が正しく理解されず、「単純にモデルが誤っていたのか、それではその責任は誰にあるのか」と受け止められることを恐れるあまり、モデルの限界について経営陣に報告することを避ける、統合的リスク管理部門や内部監査部門等の他部門（場合によってはグループの上位にある会社）に対してリスク計測モデルの詳細</p>	<p>ご指摘の点については、リスク計量モデルの限界を経営者が理解することが重要であると考えられ、この点については、監督指針「Ⅱ-3-3-2」に記載しております。</p>

		<p>を見られることを避ける、証跡づくりとして第三者機関から OK をもらったという簡単な報告のみを行う、といったことが起きる可能性もあるように考えられる。やや個別過ぎる視点のようにも思われるが、我が国の組織風土も踏まえ、監督指針にも明記することが考えられる。</p>	
29	Ⅱ-3-3-2	<p>保険引受リスクの計測においては、市場リスクとは異なり、伝統的に、各社が内部モデルを検討するというよりは、アクチュアリー会により決められた業界標準的な方法に従うという暗黙の考え方があるように感じている。しかしながら、内部管理に用いる保険引受リスク計測モデルは、あくまでも、各社のデュープロセスに基づいて導入すべきものであり、アクチュアリー会の検討内容は内部モデル検討のためのインプットに過ぎないことを確認したい。もし以上のような認識が正しいとすれば、上記のような暗黙の考え方によって、必要な内部統制上の不備が生じないよう、監督指針における記載の明確化の検討をお願いしたい。特に、保険引受リスクは、商品性やデータ管理等、市場リスク以上に各社固有の考慮すべき事情があるため、内部モデルの固有性もより強くなると考えられる。このため、必要な内部統制上の視点もより多くなるものと考えている。</p>	<p>他のリスクと同様に、保険引受リスクの計測においても、各保険会社自身が内部モデルを検討することが重要です。</p> <p>なお、リスクの測定に関する評価項目（内部モデルを含む）については、監督指針「Ⅱ-3-3-2」に記載しております。</p>
30	Ⅱ-3-3-2	<p>(7)において、第三者による内部モデルの検証が挙げられているが、あくまでも社内の内部監査部門や統合的リスク管理部門による検証が一義的なものであり、第三者による検証はあくまでもこれらを補完するものであることを確認したい。</p>	<p>貴見の通りです。</p>

31	Ⅱ-3-3-2	我が国の組織風土にあっては、内部モデルの検証は、統合的リスク管理部門や内部監査部門がその必要性を認識していても、長い歴史による強固な社内政治力を持つ個別リスク管理部門が、完璧な統合的リスク管理のフレームワークが完全に導入されていないければ、そのようなことはする必要がないといい、なかなか取組が難しいケースも想定される。従って、フィールドテストのような形で半ば強制的に実施し、統合的リスク管理部門をサポートすべきではないか。	内部監査部門等による内部モデルの検証は、完璧な統合的リスク管理のフレームワークが導入されてから行うものではなく、各社の統合的リスク管理の進展に応じて行うことが望ましく、フィールドテストのような形で一律強制的に実施を促すことは、適当ではないと考えております。
32	Ⅱ-3-3-2	今般、改正された統合的リスク管理および、別途、中期的目標とされる経済価値ベースのソルベンシー規制導入の双方を視野に、内部モデル承認申請の試行を行ってはいかがか。内部モデルの承認申請は、保険会社、貴庁双方にとってチャレンジであり、試行的にでも、早期に取り組む必要性は高い。また、保険会社によっては、ERM への取り組みについて、規制導入動向を見極めつつ様子見をしている会社もあることから、このような会社に対する後押し効果も期待される。	貴重なご意見として承ります。
33	Ⅱ-3-3-2	今回の改正においても、リスク管理関連の文書化の必要性がうたわれているが、文書化の推進は、一義的には各社における統制の確立されたリスク管理態勢の構築が目的であるものの、監督当局における各社の詳細な状況把握に加え、監督当局のノウハウ蓄積にも資するものとする。保険会社の統合的リスク管理を推進していくためには、監督当局のノウハウ蓄積は非常に重要であるとする。また、統合的リスク管理にとどまらず、監督当局から	貴重なご意見として承ります。

		<p>みて、十分に記載内容、根拠、背景を理解することのできない規定や文書は十分でないと考えられる。そのような観点から監督当局の主導により文書化を充実させていくことは、保険会社、監督当局の双方にとって有益であるとの認識に基づいた監督に期待したい。</p>	
34	Ⅱ-3-3-2	<p>統合的リスク管理においては、リスク管理計画、リスク管理の高度化計画、リスク計測方法の検討・検証の手順、検討・検証結果の報告、リスク計測の方法、前提条件の設定方法、リスク計測結果の報告、これらの決定・承認プロセス、各種リスクテイク（資産運用や商品開発、保険営業等）計画の策定・承認手順、リスクテイクの実施手順、リスクテイク結果の報告等の様々な内容について、報告先毎に様々なレベルの詳細度の文書化が求められる。これらは、経営陣が統合的リスク管理に依拠した経営を行うために不可欠な統制の要素であると考えられる。保険会社によっては、従来から社内規定に基づく業務運営が当然視されている会社もあれば、結論とポイントの簡単な説明のみで十分とする属人的な（いわゆる、いい感じの）運営を行っている会社も存在する可能性がある。後者のような会社にあっては、統合的リスク管理の整備について、フレームワークの導入のみが重要な目標と限定的に捉えてしまい、統合的リスク管理を構築していく上で文書化が重要・必要不可欠かつ困難度の高い要素であると認識することなく、単なるコンプライアンス的な要素として捉えられる（そのため、全てが終わった後で行えば良いと認識される）可能性がある（例え</p>	<p>文書化は、統合的リスク管理のみに必要なものではなく、保険会社が、内部管理や内部統制の観点から行うものであり、統合的リスク管理についても、他の内部管理や内部統制と同等に文書化が行われるべきと考えております。</p>



		<p>ば、経営陣には、適切なプロセスに基づいて必要なレベルの文書化が行われるような態勢を整備し、それを確認することが期待されるのであるが、経営陣は文書化された内容の全てを理解できなければ意味がないという誤解もあるのではないか)。このようなことも踏まえ、統合的リスク管理の文書化の必要性や背景については、その詳細を監督指針に記載することが望ましいと考える。</p>	
35	II-3-3-2	<p>近年、保険会社各社では、資産運用リスク、保険引受リスクを含む、統合的リスク管理に関するシステムに多額の投資を行っている。このようなシステムの開発が、統合的リスク管理態勢整備の観点から、どのように進められているかについての把握を行うべきであり、そのような視点の追加の検討をお願いしたい。これは、費用対効果を踏まえた有効な統合的リスク管理態勢の整備という視点のみならず、当局における各社の統合的リスク管理整備状況の適時の把握という観点からも重要であると考え。具体的には、統合的リスク管理高度化計画との関係を十分に踏まえているか、中期的な開発方針の策定、予算決定における取締役会や各種委員会の関与、開発内容の決定プロセス、検証態勢、文書の整備状況、統合的リスク管理部門や内部監査部門の関与、グループ会社（外国保険会社における本支店を含む）間での調整等が考えられる。なお、このような把握を行うに際しては、比較的パッケージの導入的な要素の強い資産運用リスク管理システムと、商品特性やデータ管理等、各社の固有性の強い保険引受リスク管理システムについては、その違いに留意が必要と考える。また、この</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

		<p>ような把握には、実効性や内部統制のあり方等、様々な視点からの検証が必要となることから、水平的レビューの活用を監督指針に明示することも有効であると考え。</p>	
36	Ⅱ-3-3-3	<p>ストレステストは、資本十分性以外にも、リスクプロファイルの把握等、様々な目的において使用されるものである。従って、章のヘッダーをストレステストとするのであれば、多様な使用目的を記載すべきであるし、現在の内容のままとするのであれば、資本十分性評価に関係する章に統合すべきである。</p>	<p>ストレステストは、資本の十分性のみならず、リスク・プロファイルを把握するためのリスク測定等にも用いられることから、「リスクの測定」の一部として項目立てしております。なお、ストレステストは、資本の十分性やリスク・プロファイルを把握するためだけでなく、貴見の通り、各社において様々な目的で使用されることが考えられることから、監督指針でその使用目的を個別に記載することは適当ではないと考えております。</p>
37	Ⅱ-3-3-3-1	<p>(2) に「統合リスク管理」とありますが(2か所)、「統合的リスク管理」とは別の内容でしょうか。</p>	<p>本改正においては、統合リスク管理とは、統合的リスク管理手法のうち各種リスクをVaR等の統一的な尺度で計り、各種リスクを統合(合算)して、保険会社の自己資本等と対比することによって管理するものを指しております。保険検査マニュアル「統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリストⅢ. 2. ②(ii) 統合リスク管理への取組 脚注18」をご参照下さい。</p>

38	Ⅱ-3-3-3-1	<p>新たにリバース・ストレステストの実施が求められるようになる場所であるが、リバース・ストレステストは、あくまでも、各社がリスクプロファイルを把握するプロセスの一環として実施すべき手段の一つであるとする。つまり、リバース・ストレステストは、あくまでも、各社がリスクプロファイルを適切に把握する上で必要と考えた場合において、その目的に沿って実施すべきものである。今回の監督指針の記載では、リバース・ストレステストの実施そのものが目的であるかのように読めるため、目的が不明瞭なまま単にリバース・ストレステストが実施される等、リスク管理のコンプライアンス化をもたらしかねない懸念がある。このような視点に基づき、リバース・ストレステストに関する記載方法の再考をお願いしたい。</p>	<p>監督指針「Ⅱ-3-3-3-1」にも記載の通り、ストレステスト及びリバース・ストレステストは、将来の不利益が財務の健全性に与える影響をチェックし、必要に応じて追加的に経営上又は財務上の対応をとっていくためのツールであり、保険会社においては、市場の動向等も勘案しつつ、財務内容及び保有するリスクの状況に応じて、これらのテストを実施することが重要であると考えております。</p>
39	Ⅱ-3-3-3-1	<p>「リバース・ストレステスト」については、「経営危機に至る可能性が高いシナリオを特定し、そのようなリスクをコントロールすべく必要な方策を準備するためのストレステスト」とあるが、保険会社の財務健全性が高い場合には、リバース・ストレステストにより特定された経営危機シナリオの蓋然性が著しく低い可能性があるため、「必要な方策を検討するためのストレステスト」と定義していただきたい。</p> <p>修正が難しい場合、上記のように、リバース・ストレステストにより特定された経営危機シナリオの蓋然性が著しく低いと判断される場合には、リスクをコントロールするための必要な方策を準備しなくてもよいことを確認したい。</p>	

40	Ⅱ-3-3-3-1	(7)において、外国保険会社には本店で実施されたストレステストを入手し、本支店全体でのリスク把握に努めることが求められている。しかしながら、本支店全体のリスクを把握するためには、ストレステストの入手だけでは十分でないと考えられる。すなわち、本店におけるリスク管理態勢（各種規定や関連会議の資料、議事録を含む）、リスクテイクの状況等の把握が必要と考える。	ご指摘の点については、監督指針「Ⅱ-3-6」及び「Ⅱ-3-7」に記載しております。
41	Ⅱ-3-3-3-1	統合ストレステストにおいては、シナリオの策定において、経営陣の関与に加え、関連する部門が統合的リスク管理部門、個別リスク管理部門、内部監査部門など、多岐に渡ることを踏まえた検証が必要であると考え。具体的には、統合的リスク管理部門と各リスク管理部門、その他の関連部門間で十分な連携がなされているか、実質的に一部の部門だけで行われていないか、関連会議体や部門間でどのような議論がなされているか、内部監査部門による検証が十分に行われているか等が考えられる。また、このようなプロセスが検証可能な形で業務が行われているかについての検証も重要であると考え。	ご指摘の点については、監督指針「Ⅱ-3-3-3-1 (4) 及び (5)」に包含されております。
42	Ⅱ-3-3-3-2	監督指針の位置付けより、Ⅱ-3-3-3-2 における「規則第 59 条の 2・・・開示するものとする」は「・・・開示しているか」とすべきではないか。他にも同様の箇所がある。	開示、報告徴求、業務改善命令等に言及している箇所でご指摘のような表現を使用しております。
43	Ⅱ-3-4-1	リスク管理方針は、会社のリスクテイクおよびリスク管理の基本的な方針であることから、全ての役職員に周知されていることが重要である。監督指針においては、そのような検証を行う旨を記載すべきと考える。例えば、各部門長にまでしか開示されてお	ご指摘の点については、監督指針「Ⅱ-1-2 (2)」に記載しております。

		らず、それ以下の職員には部門長が必要性を判断して周知するとしているケース等、リスク管理方針の意義を理解していない、注意を要するケースを具体的に明記することも有効であると考え	
44	Ⅱ-3-4-1	統合的リスク管理の取り組みは、難易度の高い全社的な取り組みであることから、経営が、リスク管理部門以外の部門に対してもその必要性や取り組み状況の周知や重要性、取り組みへの協力を広くかつことあるごとに発信していることを監督指針では検証すべきではないか。このような発信の例として、経営計画への反映の他、年頭所感、経営トップによる随時のメール発信、朝礼でのビデオ、社内研修への取り込み、担当役員や部門長経由での実務レベルの指示への反映等が考えられる。	
45	Ⅱ-3-4-1	例えばⅡ-3-4-1において、「全社的な定量的・定性的なリスク許容度に関する方針を策定し、日常業務に組み込むことが求められる」とあるが、抽象度が高い表現だと、各保険会社は解釈により対応できているとしがちであることから、例えばこの文では日常業務の指す範囲を例示する、具体的な事例を示す等、可能な限り具体的な例を示すべきである。	意義を踏まえた主な着眼点については、監督指針「Ⅱ-3-4-2」に記載しております。
46	Ⅱ-3-4-2	資産運用と保険商品のベンチマークとは、目標利回りや目標デュレーションギャップ、プロフィットマージン等の目標とするあるいは管理対象とする指標という理解で良いか確認したい。	貴見の通りです。
47	Ⅱ-3-4-2	(2)に「特に、資産運用と保険商品のベンチマークは、ALM等の財務上の目的に従って、適切に設定されているか」とあります	番号46の「コメントの概要」及び「金融庁の考え方」を御覧ください。

		が、この「ベンチマーク」とは、具体的にはどのようなものをイメージされているのでしょうか。	
48	Ⅱ-3-4-2	例えばⅡ-3-4-2において、「リスク管理方針等は、商品設計、保険料率設定及び関連する資産運用戦略の間で整合性がとれるように、対処されているか。」とあるが、保険引受リスク管理部門としては、統合的リスク管理部門がリスク管理方針を定めなければ対処のしようがないと考える。この例に限らず、今回の監督指針は、各個別リスク管理部門としては、統合的リスク管理部門による統合的リスク管理のフレームワークの整備が完了しなければ対応できない内容が多いように思われる。このような認識について、問題ないか確認したい。	統合的リスク管理のフレームワークは、リスクを統合的に管理する部門だけでなく、関連する部門が連携して整備することが重要であると考えております。
49	Ⅱ-3-5-2	(1)に「リスクとソルベンシーの自己評価に当たっては、中長期事業戦略（例えば3年から5年間）、特に新規事業計画に十分留意しているか」とあります。一方、Ⅱ-3-5-3(1)にも「ソルベンシー・マージン規制に基づく資本要件を算定するために通常使用される期間よりも長い期間、例えば3年から5年間」とあります。記述が重複しているように見えるのですが、いかがでしょうか。前者については、「留意はするが自己評価は（例えば）1年でよい」といったニュアンスが含まれているのでしょうか（どうすればそれらが両立するのかが不明ではありますが）。	リスクとソルベンシーの自己評価を、ソルベンシー規制対応にとどまらず、内部管理上実施することが重要であり、内部管理上、例えば将来1年間のリスクとソルベンシーの自己評価を実施する場合においても、中長期事業戦略（例えば3年から5年間）に留意することが重要であると考えております。一方、監督指針「Ⅱ-3-5-3(1)」には将来1年間のソルベンシー評価に加え、例えば3年から5年間のソルベンシー評価を実施することが重要である旨を記載しております。

50	Ⅱ-3-5-2	<p>この案に記載されている「必要な経済資本」と「ソルベンシー・マージン規制に基づく資本」に関し、「必要な経済資本」の中に「ソルベンシー・マージン規制に基づく資本」も含まれる場合もあると解釈してよろしいでしょうか。あるいは、「ソルベンシー・マージン規制に基づく資本」以外の評価指標を新たに設定すべきと解釈するのでしょうか。明確にして頂ければと考えます。</p>	<p>定期的に、必要な経済資本の充足状況及びソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の双方のモニタリングを行うことが重要であると考えておりますが、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況に加え、必要な経済資本の充足状況のモニタリングを実施することの要否については、現状では保険会社はその業務やリスク特性、規模、複雑性に依じて、判断する必要があると考えております。</p>
51	Ⅱ-3-5-2	<p>「必要な経済資本」とは、監督指針Ⅱ-3-3-2(2)「リスクの測定」にある「リスクの計量化にあたっては、例えばトータルバランスシートの経済価値評価」について記載している「経済価値評価」に基づき評価された資本との解釈でよろしいでしょうか。この場合、括弧内に記載されているように、「完全に確立された評価手法」が無いと判断される場合は、各社でとりうる最善の手法に基づいて評価されたものを「必要な経済資本」とすることよろしいでしょうか。</p>	<p>本改正においては、「必要な経済資本」とは、例えばトータルバランスシートの経済価値評価に基づき計量化されたリスク量に対して必要な資本を意味しており、「経済価値評価」に基づき評価された資本（純資産）そのものではありません。</p>
52	-	<p>上記に関連してですが、「完全に確立された評価手法」に係る「確立」する主体について確認させて頂けますでしょうか。できれば、その主体について、明確にして頂ければと考えます。</p>	<p>保険契約に含まれているオプション・保証に起因するリスクの評価等については、保険業界や市場における一般的な評価手法、監督当局、国際機関、会計原則などによる各種規制や基準等において、標準的な</p>

			評価手法が確立されている状況にはない、という趣旨です。
53	Ⅱ-3-5-2	(4)に「内部（例えばリスク管理担当役員など）又は外部による全般的な評価」とありますが、リスクとソルベンシーの自己評価をリスク管理部門中心に実施している場合でも、有効性の全般的な評価をリスク管理担当役員が行うということによろしいのでしょうか。	保険会社におけるリスク管理担当役員の位置付けによっても異なると考えられますが、例えば、リスク管理担当役員が全般的な評価や確認を行い、内部監査部門が独立した立場から評価結果を検証すること等が考えられます。
54	Ⅱ-3-5-2	(5)において、「内部監査部門は、統合的リスク管理及びリスクとソルベンシーの自己評価の有効性を独立した立場から検証し、必要に応じ経営陣に提言を行っているか。」とあるが、経営にとって統合的リスク管理は、建前としてはしなければいけないと知ってはいるものの、実際に進めるのは躊躇する分野である会社もあると思われる。このため、内部監査部門は経営に直接報告・提言することを躊躇し、言いやすい統合的リスク管理部門に対する指摘という形をとり、経営への提言を統合的リスク管理部門に押し付ける形で、経営に対する提言を回避することも考えられる。内部監査部門のこのような回避行動を抑制するような文言を追加すべきではないか。	貴重なご意見として承ります。 なお、経営管理に係る着眼点については、監督指針「Ⅱ-1-2」に記載しております。
55	Ⅱ-3-5-2	本パブコメについてもそうであるが、近年、統合的リスク管理において、内部監査部門の役割が強く求められる傾向にあると認識している。しかしながら、会社によってはアクチュアリーが十分にいないため、内部監査部門にアクチュアリーを配置できない	内部監査部門にアクチュアリーを配置することは非常に有用であると思われませんが、社内外の専門家を起用するなど、保険会社の業務やリスク特性、規模、複雑性に



		<p>ケースもあると考えられる。一方で、中期的な視点で必要な内部監査態勢を整備していくためには、人材育成の観点も踏まえ、人数が少ないなりにアクチュアリー配置を行うべきではないかとも考えられる。このような必要性を考える上での参考として、監督指針においても、内部監査におけるアクチュアリーの役割を明確化して欲しい。あるいは、これまでも否定されているわけではないと認識しているが、第三者を活用したコー・オーディットの考え方を明示的に記載しても良いのではないか。また、これらの記載を検討する際には、アクチュアリー会による CERA 資格の活用も視点に含めて良いのではないか。</p>	<p>応じ、有効な内部監査態勢を構築することが重要であると考えております。</p>
56	Ⅱ-3-5-2 等	<p>ここで言う「リスクとソルベンシーの自己評価」は統合的リスク管理に包含されるものということを明記する必要があると思います。</p> <p>Ⅱ-3-5-2 (3) には「保険会社は、リスクとソルベンシーの自己評価の結果を、例えば、リスクの特定及びリスクプロファイル、リスク測定、リスク管理方針、及びリスクとソルベンシーの自己評価の結果を踏まえた行動計画等とともに、適切に文書化しているか」とあり、Ⅱ-3-6-2 (4) にも「グループとしてリスクの特定及びリスクプロファイル、リスク測定、リスク管理方針、及びリスクとソルベンシーの自己評価等を含む統合的リスク管理を適切に実施しているか」とあります。</p> <p>しかし、他方でⅡ-3-5-2 (5) のように、「内部監査部門は、統合的リスク管理及びリスクとソルベンシーの自己評価の有効性を</p>	<p>「リスクとソルベンシーの自己評価」は、「統合的リスク管理」に包含されますが、監督指針「Ⅱ-3-5-2 (5)」では、「統合的リスク管理」が内部監査の対象外といった誤解を回避するため、「統合的リスク管理及びリスクとソルベンシーの自己評価」と記載しております。</p>

		<p>独立した立場から検証し（後略）」とあり、「統合的リスク管理」と「リスクとソルベンシーの自己評価」が併存する（共通部分はあるが両者独自の項目もある）ような記述もあります。仮に「リスクとソルベンシーの自己評価」が統合的リスク管理に包含されるものではなく、統合的リスク管理とは別の枠組みとして「リスクとソルベンシーの自己評価」があるとしたら、もしくは統合的リスク管理に包含されない項目があるとしたら、それはどのようなものを想定されているのでしょうか。</p>	
57	Ⅱ-3-5-2	<p>ORSA に関する記載が追加されたが、ORSA レポートの提出に関する記載が見当たらない。これは、Ⅲ-1-1 における統合的リスク管理態勢ヒアリングにおいて徴求するという理解で良いか。その場合、ORSA が正式な制度として導入される際には、監督指針の本来的な役割を踏まえると、監督指針ではなく、保険業法施行規則により徴求すべきであると考え。</p>	<p>今回の監督指針改正においては、保険会社における ORSA の実施について記載しておりますが、ORSA レポートの監督当局への提出を義務化するものではありません。平成 25 年 9 月 4 日付「保険会社に対する ERM ヒアリングの実施とその結果概要について」、平成 25 年 9 月 6 日付「平成 25 事務年度 保険会社等向け監督方針」において記載がある通り、監督当局への ORSA の報告の義務化については、検討中です。</p>
58	Ⅱ-3-5-2	<p>ORSA について、保険会社および保険持株会社にリスク管理の枠組みやリスク管理状況を把握するための報告を求めるとの解釈でよろしいでしょうか。もし、導入するとすればその時期、報告主体（保険持株会社が提出すればよいのかまたは保険会社ごとに提出する必要があるか）について検討状況をお聞かせください。</p>	
59	Ⅱ-3-5-2	<p>リスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）に関する記載があるが、平成 25 年 9 月 4 日付「ERM ヒアリングの実施とその結果概要について」、平成 25 年 9 月 6 日付「平成 25 事務年度 保険会社等向け監督方針」において記載のあるとおり、監督当局への ORSA</p>	

		の報告の導入については、現時点では検討中との認識で良いか。	
60	II-3-5-3	ORSA に関する記載において、「例えば 3 年から 5 年間で」とあるが、この期間に関する記載はあくまでも例示であるとの理解で良いかを確認したい。通常、保険会社の経営管理は、経営計画と中期経営計画の 2 つから構成されており、ORSA の本質は、上記の各計画において、リスクや自己資本の視点をより明示的に織り込むことであると考えている。このような意味で、中期経営計画に相当する上記例示の 2 年から 5 年間といった視点だけでなく、経営計画に相当する 1 年の視点も同様に重要であると考えており、ORSA 導入の検討を進めるに当たっては、後者を先行させることもあるものと考えている。	将来にわたる財務の健全性等を確保するためには、例示したような中長期的な視点で分析することは重要であると考えております。
61	II-3-5-3	(1) (2) で求めている将来分析は、例えば複数年にわたる確率論的アプローチを必ずしも求めているのではなく、手法によらず、経営判断に役立つかが重要という理解でよろしいでしょうか。	貴見の通りです。しかしながら、複数年にわたる確率論的アプローチは重要と考えております。
62	II-3-6-2	グループ全体の統合リスク量を的確に計量する態勢が求められている。これには、外国保険会社について、海外の本店も含まれるのか確認したい。	グループの範囲は、必ずしもグループ内の全ての法人を対象とする必要はなく、業務やリスク特性、親会社から受ける影響等を十分に踏まえつつ、実質的な関係に着目して、保険会社自らが判断すべきものと考えております。
63	II-3-6-2	本改定案では、単体とグループの統合的リスク管理という区別がなされているが、単体のリスク管理態勢についても、グルー	ご指摘の点は、監督指針「II-3-6」及び「II-3-7-3 (1)」に記載しております。

		<p>プにおけるリスク管理の方針を踏まえ、単体のリスク管理態勢の整備が行われるものと考えられる。このような視点に基づき、単体のリスク管理態勢およびその整備状況の把握を目的として、(日本の単体に影響を与えうる範囲で) グループにおけるリスク管理態勢や日本法人(外国保険会社にあつては支店)とグループとの議論を把握することも重要であると考えられる。このような記載も監督指針には必要と考えるが如何か。</p>	
64	Ⅱ-3-6-2	<p>統合的リスク管理の整備は、グループ会社にあつては、グループの方針に強く左右される面が強い。従つて、金融庁は、グループの統合的リスク管理の枠組み、親会社からの指示、親会社への報告等についても把握すべきである。また、外国保険会社にあつては、グループ会社以上に、本店の意向が強く働くと考えられる他、外国の本店に経営管理機能の一部があることから、支店の事業継続を確保するためには、本店の統合的リスク管理や健全性の状況についても一定程度把握する必要がある。このため、上記に加え、本店における健全性の状況や統合的リスク管理の運営状況等についても、より深度ある把握が必要と考える。監督指針の統合的リスク管理には、このような視点が必要ではないか。</p>	<p>「Ⅱ-3-6-2 (3)」において、保険会社がより大きなグループの一部を構成しているために生じるグループリスクが存在する場合には、そのリスクも考慮しなければならないとしており、子会社又は支店は、親会社又は本店における健全性の状況や統合的リスク管理の運営状況等についても、必要に応じ把握すべきものと考えております。</p>
65	Ⅱ-3-6-2	<p>外資系保険会社の多くは、現地法人または日本支店の形態を取りながら事業を行っているが、後者の場合はもとより、前者の現地法人の場合にあつても、海外のグループ内企業を株主として持つケースが多く、親会社またはグループとしてのリスク管理方針の影響を受けざるを得ない部分がある。換言すれば、親会社を監</p>	<p>国際的に事業展開している保険グループは各国の保険監督規制を遵守しつつ、事業規模の拡大と収益性・効率性の向上を追求しているものと考えられます。すなわち、一定の制約条件の中でのグループ全体最適</p>

		<p>督する現地規制当局の立場からすれば、グループ・リスク管理の一環で子会社のリスク管理について、一定程度親会社に監督責任を負わせることが必要と考えられる。仮に一部の子会社がグループ方針に反した運用を行っていたのでは、グループとしてのリスク管理ガバナンスが機能していないことになってしまうからである。</p> <p>これは、逆に日本の金融庁の視点からみると、例えば日本の大手保険会社の海外子会社のリスク管理態勢が一定水準を満たし、グループの方針と整合性を維持していることを、親会社に対して求めることと同義と言える。</p> <p>無論、明確に規定されたローカルの規制要件（例えばソルベンシー基準など）は、十分に遵守されなければならない。しかし、そうした規制要件を満たしたうえで、日本の監督を受ける子会社または日本支店単体としてのリスク・資本管理とグループとしての管理方針との整合性をどの程度取るべきか、グループの管理方針をどこまで尊重すべきか、今回の指針は必ずしも明確な答えを与えていないように思われる。（例えば、グループとしての最適なポートフォリオ構成は、単体として見た場合の最適ポートフォリオとは一致せず、逆も然り。）この点に関する金融庁の見解は如何か。</p>	<p>を目指しているものと考えられます。</p> <p>ご指摘のような、現地法人又は日本支店としてのリスク管理とグループとしての管理方針との整合性をどの程度取るべきか、グループの管理方針をどこまで尊重すべきか、といった点については、現地法人又は日本支店における業務やリスクの特性、親会社又は本店からの影響等を踏まえ、現地法人又は日本支店自らが判断する必要があると考えております。</p>
66	II-3-6-2	<p>本監督指針は、検査マニュアルもそうであるが、外国保険会社への視点が漏れている、あるいは不十分と思われる箇所が多い。グループ会社のリスク管理では当然、外国保険会社も対象となる</p>	<p>保険業法に基づき免許を受けている外国保険業者についても、自社の経営戦略及びリスク特性等に応じて、グループベースの</p>

		べきであるし、本支店形態を有する外国保険会社にはさらに独自の視点も必要であるはずである。貴庁においては、既に公表済みの監督方針において、一部の外国保険会社の現地法人化の必要性を公表しているが、その必要性の是非は、検査や監督における内外生命保険会社の取扱いを同じとした上で検討すべきである。我が国は、外国保険会社の占める大きさがそれなりにあることから、本監督指針改正に限らず、あらゆる監督制度においても留意をお願いしたい。	統合的リスク管理を行う必要があります。監督指針「Ⅱ-3-6」及び「Ⅱ-3-7」を御覧ください。
67	Ⅱ-3-6-2	グループレベルのリスク計測の整合性や統制に関する要件が記載されている。一般的に、資産運用リスクは、国や市場によって計測方法が大きく異なることはあまりないため、グループ全体でのリスク計測は比較的容易である。このためグローバルな会社では、本社等で一体的にリスク計測を行うことも多い。これに対して保険引受リスクでは、商品特性が多様であるだけでなく、市場特性の違いもあること等から、グループレベル（外国保険会社における本支店を含む）でのリスク計測には注意を要することが多いものと考えられる。例えば、本支店のリスク計測システム（契約データや実績データの管理を含む）の開発、管理、運営が別々に行われ、連携が不十分になりがちであること、そのためモデル化の考え方に不整合が生じがちであること、グループ間での商品性の理解、把握といった基礎的レベルにおいても認識相違が起こりがちであること等、様々なレベルにおいて注意を要するべき点が多い。このような点を踏まえ、グループレベルにおける保険引	貴重なご意見として承ります。

		受リスク計測に関する指針をより明確化すべきである。	
68	Ⅱ-3-6-2	(2) に、「グループ内で共通のモデルを使用する」とあるが、これはあくまで例示でありグループ内の全てのモデルを共通化させる趣旨ではないと考えてよいか。	グループとしての重要な戦略上及び事業上の意思決定を支援又は検証するツールとしてリスク計量モデルを使用する場合は、少なくとも統一的な考え方に基づくモデルを共通して使用することが望ましいと考えますが、国際的あるいは他業態に事業展開している場合などにおいては、地域特性・リスク特性・事業規模等に応じた修正が必要となる場合や異なるシミュレーションモデルを使用する場合もあると考えております。
69	Ⅱ-3-6-2	(2) に「グループ内で共通のモデルを使用するなど」とありますが、例えば、グループ内の資産・負債の価値評価システムにおいて前提とする金利パスのシミュレーションモデルについて、異なる業態間で共通のものを使用することを念頭においているものでしょうか。	
70	Ⅱ-3-6-2	(2) に「グループ全体の統合リスク量を的確に計量する態勢を整備」とありますが、業態をまたがるグループ形態においても、グループ全体の統合リスク量を的確に計量することを求めているのでしょうか。例えば、業種別（会社別）に計算したそれぞれのリスク量について、単純合算したものをグループ統合リスク量として保守的に評価するという計量手法も、それぞれが「的確に計量」したものであれば、グループの統合リスク量として容認されるのでしょうか。	グループ全体の統合リスク量を的確に計量することは重要と考えておりますが、貴見の通り、例えば、業種別（会社別）に的確に計算したそれぞれのリスク量を単純合算したものを、グループ統合リスク量として保守的に評価する場合も考えられます。
71	Ⅱ-3-6-2	(2) に「(外資系等において) 必要に応じて、内部モデルに当該地域の特性に応じた修正を加えるなど、適切なリスク量を把握する態勢を整備」とありますが、異業種間の統合をも想定されて	例えば、親会社等において開発された内部モデルが、業種が異なるなどの理由から子会社の重要なリスクを評価できない場合

		いる場合、特性に応じてどのような修正を想定されているのでしょうか。	は、修正を加える必要があると考えております。
72	Ⅱ-3-6-2 等	上の質問にも重なりますが、Ⅱ-3-6-2 (4) やⅡ-3-7 で示されているグループベースの「リスクとソルベンシーの自己評価」の範囲と、対象とする「ソルベンシー」の考え方についてご教示下さい。	連結ソルベンシー・マージン規制については、規制上、対象範囲及びソルベンシーの水準を明確化しておりますが、保険会社内における統合的リスク管理については、経営戦略及びリスク特性等に応じ「リスクとソルベンシーの自己評価」の範囲と「ソルベンシー」の水準を、保険会社自らが判断する必要があると考えております。
73	Ⅱ-3-7-1	保険会社向けの監督指針Ⅱ-3-7-1において、グループ会社の健全性が間接的に保険契約者保護にも影響するとの観点から、グループ会社における ORSA が求められている。我が国においては、日本の規模が大きい外国保険会社が何社かある。これらの会社の在日支店は、上記グループ会社のように、海外にある本店に対して経営を行うわけではないものの、在日支店の規模、本店に対する監督措置の限界等を踏まえると、我が国の保険契約者保護の観点から、親会社を含めた ORSA を求めるべきと考える。	監督指針「Ⅱ-3-6-2 (3)」において、保険会社がより大きなグループの一部を構成しているために生じるグループリスクが存在する場合には、そのリスクも考慮しなければならないとしており、在日支店等は本店や親会社のリスクを必要に応じて把握する必要があると考えております。このような観点も含めた統合的リスク管理を在日支店等には求めており、親会社等のリスクも必要に応じ含まれるものと考えております。
74	Ⅱ-3-7-1	「ソルベンシーポジション」とありますが、この意味するところ	ソルベンシーの状況を指しております。



		<p>ろをご教示下さい。また、保険会社以外の会社において、「ソルベンシーポジション」としてどのような評価方法を想定しているでしょうか。</p>	<p>また保険会社以外の会社について、保険会社と同様の方法によるソルベンシーの状況の評価を想定しております。</p>
75	Ⅱ-3-7-2	<p>「なお、ここでいうグループとは、会計や税務目的など、他の目的のために定義されたグループとは異なる場合があることに留意する」とあります。保険グループについては、外国子会社のほか、会計上の重要性に乏しい非金融会社等をグループの範囲に含めています。一方、主要行向け監督指針の「銀行グループの範囲」については、「銀行持株会社、兄弟会社、子会社、関連会社のいずれを問わず、その会社の行う取引のリスクが銀行へ波及していくことに着目すれば、銀行グループのリスク管理という事前予防的な行為の性格から、リスクの波及を保守的にとらえ、実質的な関係に着目してグループの範囲を定めることが適当である。こうした考え方に立って、銀行グループの範囲は、銀行持株会社又は銀行の企業会計上の連結基準と整合的な取扱いとする」として、企業会計との整合性を確保しているように思われます。銀行のグループの範囲と、制度趣旨の違いについてご教示下さい。</p>	<p>会計上重要性に乏しい非金融会社等を、一律にグループの範囲に含める趣旨ではなく、各保険会社が統合的リスク管理を行うにあたっては、グループの範囲を重要性に応じて、実質的に判断する必要があるとの趣旨から記載しております。</p>
76	Ⅱ-3-7-3	<p>「定期的に必要な経済資本の充足状況、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の報告を踏まえ」とありますが、いずれか一方の評価を行えば足りるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>定期的に必要な経済資本の充足状況及びソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の双方の報告を行うことが重要であると考えておりますが、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況に加え、必要な経済資本の充足状況のモニ</p>

			タリングを実施する必要があるかは、現状では保険会社はその業務やリスク特性、規模、複雑性に応じて判断する必要があると考えております。
77	Ⅱ-3-9-2	資産負債の総合的な管理の記載がまだまだ漠然とした記載にとどまっており、その意味するところは極めて曖昧である。当初は、監督当局、保険会社ともにノウハウの蓄積が不十分であったため、止むを得ない面もあったが、既に一定の期間が経過しており、プリンシプルとはいえ、ある程度具体的な記載が必要な段階になっているものとする。もし現時点においてもなお、監督当局に記載すべき内容のイメージがまだ明確になっていないということであれば、水平的レビューを活用し、その結果に基づくことを推奨する。	資産負債の総合的な管理には、様々な方法が考えられ、本改正においてはそのような状況に対応できるように記載しております。
78	Ⅱ-3-9-2	「資産負債全体を統合的に把握する部門は、例えば収益部門から機能的に独立しているなど」とあるが、ここでいう資産負債管理が指している対象がよくわからない。例えば、負債情報を前提に資産運用を策定するいわゆる運用企画部門であればこれは収益部門にあたると思われる一方、資産負債をネットしたリスクのモニタリングや運用企画部門、商品部門に対する牽制を効かせる部門であれば収益部門から独立していることが必要となる。ひとえに資産負債の総合的管理といっても、収益面とリスク面の両面があるため、本文書の意味するところを明確化する必要があると考える。	独立性が求められる程度に差はあると考えられますが、収益面とリスク面の双方において、資産負債全体を統合的に把握する部門が、収益部門から機能的に独立していることが重要です。

79	Ⅱ-3-9-2	負債のデュレーションが長いことから、回避が困難なデュレーションミスマッチリスクの存在を考慮する必要性について言及されている。このようなテイクを余儀無くされるリスクが存在する場合、リスクとリターンの比較を適切に行うことが難しいため、先進的な会社では、複製ポートフォリオを使用したリターンの分解等の手法が用いられている。具体的な手法まで例示する必要はないかもしれないが、今後はベストプラクティスを育てるという監督当局の考え方を踏まえれば、このような手法を検討しているかまでを検証視点に加えることも有益と考える。	貴重なご意見として承ります。
80	Ⅱ-3-10-1	保険引受リスク管理態勢において、保険引受リスク管理担当取締役と保険計理人の関係について、どのように考えるべきか確認したい。	取締役の職務については保険業法第 53 条の 13 等に、保険計理人の職務については同法第 121 条等に規定されております。
81	Ⅱ-3-10-2	保険引受リスク管理態勢において、商品の改廃の中には、引受基準の見直し、料率改定、諸利率の改定が含まれることを確認したい。また、契約者配当率の決定については保険引受リスク管理態勢に含める必要はないか。これらについて、監督指針の表現の明確化が必要であればお願いしたい。	商品の改廃の中には、引受基準の見直し、料率改定、諸利率の改定が含まれます。 本改正の統合的リスク管理の枠組みにおいて、契約者配当率の決定については、健全性等の観点から検討対象であると考えております。
82	Ⅱ-3-10-2 等	Ⅱ-3-10 及びⅡ-3-11 において、保険引受リスクや再保険に関するリスクについては、資産運用リスクと比較して、具体性に欠けるとともに意味するところが不明な部分が多い。伝統的な保険で利益を挙げ、資産運用でリスクを取るという、伝統的な保険会社の経営感から脱していないためと思われるが、統合的なリスク管	貴重なご意見として承ります。

		<p>理を求めている監督指針のレベル感に合わない。保険商品において開発、販売、管理における PDCA サイクルについて、求められる観点を一般的かつなるべく具体的に記載すべきである。この監督指針の記載に表れているように、伝統的に我が国の保険監督は保険引受について弱い面があったため、保険引受のレベルは会社によって著しく差が生じている。例えば、他の会社と比較して数十年遅れていたとしても、経営数理部門の担当取締役や部門長ができていと踏ん返り返った場合、この記載では監督官庁として何も改善を求めることができないと考える。</p>	
83	Ⅱ-3-10-2	<p>保険会社向けの監督指針について、他のリスクと比較してみると、保険引受リスクの記載内容が業界において求められるレベルに比して薄いと感じられます。伝統的に（特に中小規模の会社において）保険会社の数理部門は、会社の中でも専門的かつ特別な領域と見なされてきたため、あまり他の部門からの目にさらされてきませんでした。その一方で、数理部門の文化として、ガバナンスへの留意等、組織として業務を行うことを考えず、いわば結論だけしか見ない、いわば「いい感じ」だけを求める業務が行われてきました。このような状況を改善するためにも、内容の充実を検討頂きたいをお願いします。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
84	Ⅱ-3-10-2 等	<p>Ⅱ-3-10、Ⅱ-3-12において、資産運用リスク管理では、社内規定整備のありかたや責任態勢、取締役の役割等が規定されているにも関わらず、保険引受リスクでは求められていないのか。保険引受リスク管理では、新商品の開発、営業計画の策定等において、</p>	<p>保険会社においては、保険引受リスクを、管理すべき最も重要なリスクとして位置付け、リスクの測定やリスク管理方針等の態勢整備において最優先で対応すべきと考え</p>

		<p>必要な統制はあまりないということか。常識的にも、これらの項目は、全てのリスクに共通のものであると考える。</p>	<p>られます。ご指摘のような保険引受リスクに関する態勢整備は他の評価項目で包含されていると考えております。</p>
85	Ⅱ-3-10-2	<p>統合的リスク管理にあつては、適切なリスクテイクに基づく企業価値の向上が目的となることから、保険株式会社にあつては株主配当（外国保険会社にあつては本社送金）について、統合的リスク管理の枠組みの下での起案・決定およびこれらの統制に関する記載も必要ではないか。統合的リスク管理が実際に経営に活用されるものとするためにもこのような検証は有益と考える。</p>	<p>統合的リスク管理の枠組みにおいて、株主配当又は本社送金の起案・決定は、健全性等の観点から検討対象であると考えられます。</p>
86	Ⅱ-3-10-2	<p>本パブコメにおいてもそうであるように、資産運用業務においては、グループ会社間での資産運用業務の委託を業務委託と捉えた上で、必要な内部統制に関する要件が比較的明確化されていると認識している。一方で、例えば外国保険会社において、新種保険の収益やリスクの検証を、在日支店で行わず、本社において行うケースも想定される。このような場合、社内的な説明としては、あくまでも支店がすべきことを本社にさせているだけであるとなるのであろうが、その場合、これを在日支店による本社への業務委託と捉え、内部統制上の各種視点について、監督上の指針に加えるべきである。例えば、保険引受リスク管理担当取締役による、業務委託に関する体制の整備や把握（最終責任の明確化を含む）、本社による収益検証の前提や方法（販売可否の判断に用いる指標を含む）の把握、それらの妥当性の確認、およびこれらに関する取締役会や内部監査部門、統合的リスク管理部門の関与が考えら</p>	<p>保険業法に基づき免許を受けている外国保険業者についても、自社の経営戦略及びリスク特性等に応じて、グループベースの統合的リスク管理を行う必要があります。監督指針「Ⅱ-3-6」及び「Ⅱ-3-7」を御覧ください。</p>

		れる。なお、収益検証の業務委託を行っていない場合においても、検証方法の決定および実際の検証において、グループレベルでどのように行われているかについての把握も重要であるとする。	
87	Ⅱ-3-10-2	(1) ③において、資産と負債の総合的な管理は、資産負債の総合的な管理ではないか。	ご指摘を踏まえ修正します。
88	Ⅱ-3-11-2	(3) に「出再保険者から十分な情報入手を行い」とあるが、ここでの情報はブローカーから入手した情報も含まれるという理解でよいか。	出再保険者からの情報入手に加え、ブローカーからも情報を入手することは非常に有益であると考えられます。
89	Ⅱ-3-12-2	(1) のフロント、ミドル、バックの分類において、組織統制上の観点からは、運用企画部門も明示すべきではないか。	運用企画部門はミドル・オフィスに含まれるものと考えております。
90	Ⅱ-3-15	本改正により、統合的リスク管理態勢についても法第 132 条に基づく行政処分の対象となるが、(i) 監督指針の趣旨（保険会社向けの総合的な監督指針（本編）・P 3）において「本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の保険会社に一律に求めているものではない」との記載があること、(ii) 改正後の監督指針において「重大な問題があると認められる場合には」と記載されていることから、行政処分の発動は、経営危機につながるような重大な問題がある場合を想定しており、本改正による監督指針記載の評価項目の未達をもって、一律に行政処分を行うことは想定されていないとの理解でよいか。	監督指針「Ⅰ-2」にも記載の通り、監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の保険会社に一律に求めているものではなく、行政処分の適用については個別事案毎に判断することになります。 なお、行政処分等を行う際の留意点については、監督指針「Ⅲ-4」を御覧ください。
91	Ⅲ-1-1	今回の改正案により、Ⅲ-1-1 の総合的ヒアリングの中に、経営陣に対するヒアリングが新たに追加されたが、これは望ましいことであるとする。しかしながら、総合的ヒアリングだけでなく、	経営陣に対するトップヒアリングには、必要に応じて、統合的リスク管理態勢に関する内容が含まれると考えております。

		<p>統合的リスク管理の態勢整備に焦点を絞った経営と監督の対話についても独立して明記すべきであるとする。その理由として、統合的リスク管理態勢の整備は、保険会社から見れば、経営トップが関与するほどに重要性が高く、会社によって考え方や本気度に違いがあると想定されること、監督当局から見れば、監督の考え方として ERM の比重を高めつつあること、保険会社の考えや本気度を把握する必要があること、必要に応じて保険会社の後押しをする必要があること、ERM に対応した監督手法を検討する必要があること等が挙げられる。</p>	
92	Ⅲ-1-1	<p>(3) の統合的リスク管理態勢ヒアリングの対象会社の規模・範囲が明確でないためこれを明確化すべき。</p>	<p>ヒアリング対象先は、毎年度会社の規模や事業・リスク特性等を踏まえて選定しており、本改正においては個別具体的に記載することは適当ではないと考えております。</p>
93	Ⅲ-1-1	<p>経済価値ベースのリスク管理導入に向けた当局の強い意思を示すため、各社のリスク管理の推進を支援するためにも、監督方針にとどまらず、監督指針のⅢなどにおいて、フィールドテストの実施を明記すべきではないか。その際、必要性の認識、各社関連団体との連携、スピード感、結果の公表等についても明記することが望まれる。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
94	Ⅲ-1-1	<p>貴庁においては、中期的に経済価値ベースのソルベンシー規制の導入を目指し、フィールドテスト等の取り組みを精力的に行っていると認識している。この度、公表された監督指針案もこれと</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

		<p>密接に関連しているものと受け止めている。我が国における経済価値ベースのソルベンシー規制の導入の取り組みについては、例えば欧州におけるソルベンシーⅡと比べても、情報公開について、著しく劣後しているものと感じている。例を挙げれば、経済価値ベースのソルベンシー規制導入に向けたホームページを開設していない、フィールドテストの仕様書が公表されていない、フィールドテストに関する検討資料が公表されていない、フィールドテストに関するパブリックコメントが行われていない、公表文書が極めて少ない、アクチュアリー会等の外部団体への委託内容についてほとんど開示されていない等があげられる。これらについて、非開示としなければならない理由はほとんどなく、むしろ積極的に情報発信し、近接業界や学会を含め、広く関心を喚起し、意見を求めるべきではないか。また、英文による情報を発信し、諸外国から意見を求めたり、IAIS等の国際機関にリアルタイムで取り組みをPRすることも有益ではないかと考える。今回の統合的リスク管理に関する改正案には、経済価値ベースのソルベンシー規制導入に向けたこのような取り組み方針を広く内外に示す良い機会であると考え。</p>	
95	Ⅲ-1-1	<p>これまで、我が国では、中期的な経済価値ベースのソルベンシー規制導入に向け、フィールドテストが実施されてきている。このようなフィールドテストは、新たな規制導入に向けた調査とはいえ、既存業務の報告ではなく、また実質的に強制的なものと考えられるため、行政手続法に基づくパブコメを事前に行う、ある</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>



		いはせめて監督指針に明記する等し、もう少しオープンな形で運営すべきではないか。今回の改正にあっては、フィールドテストのような取組みを追記すべきである。	
96	その他	イギリスのアクチュアリー会において、商品開発のコントロールサイクルの考え方が提唱されて30年以上が経つにも関わらず、我が国の監督指針にはこのような考え方がまだ十分に取こまれていない。このため、商品収益検証の実務および統制のレベルは、保険会社によって著しい差異が生じている。例えば、経営陣の依拠できる詳細な社内手続きに関する規定、新商品の承認のたびに行われる（様々なシナリオ、セル毎等）膨大な検証、100ページを超えるレポート、多数の参考文書の添付、多数の関係者のサインオフ、販売後の詳細なモニタリングプロセス等の態勢を整備している会社もあれば、必要な社内規定はほとんど整備されず形式的な報告のみで販売が承認されるような会社もあるように思われる。このような業界の著しいレベルの差異を少しでも改善すべく、監督指針に必要な視点を追加するとともに、水平的レビューを通じた改善を促すべきである。	貴重なご意見として承ります。 なお、商品開発に係る内部管理態勢については、監督指針「Ⅱ-2-5」に記載しております。
97	その他	Ⅱ-2-3について、保険引受リスクの計測にあっては、日本アクチュアリー会の検討結果が各社のリスク計測モデルの検討に大きな影響を与える傾向にある。しかしながら、近年の当局から日本アクチュアリー会への検討依頼には、情報の取扱いに関する留意が求められているため、保険引受リスク管理部門から、リスク管理統括部門や内部監査部門に十分に連携が行われていないケース	貴重なご意見として承ります。

		<p>もある。情報の取扱いに係る当局の要請は十分に理解しているが、社内での必要な連携は可能となるような配慮をお願いしたい。また、この例に限らず、日本アクチュアリー会の各種情報は、その専門的な内容から数理部門にとどまりがちであるが、内部監査上のインプットとなる等、統合的リスク管理態勢の整備において積極的な活用を図るべき重要なソースであるの足を踏まえ、関連部門にも当該情報の十分な連携（資料の連携にとどまらず、必要な説明や意見交換を含む）が行われているかについて、監督上の指針にあっても良いのではないか。</p>	
98	その他	<p>今回の監督指針案においては、個別リスク管理態勢において、リスク管理関連情報の開示に関する文言がいくつか追加されている。これらに加え、各社が経済価値ベースやERMへの取り組みを本格化していることから、統合的リスク管理の高度化に関する取り組みの開示についても検証することが重要である。また、各社の経営の重要な取り組みについては、投資家向けのIR（グループ本社や外国保険会社における本店を含む）においてより詳細に開示される傾向があり、統合的リスク管理を経営に活用するという流れの中では、IRにおいて、より先行的かつ詳細に開示されることが期待される。このような観点から、一般開示のみならずIRについても検証対象とすることを明示することが望ましい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

99	その他	<p>ERM を導入していくためには、多くの部門の積極的な関与・協力が必要となる。一方で、リスク管理部門や ALM 部門の部門長、役員は、数理、資産運用、その他のあらゆる畑の人間が担うことが可能であるため、我が国の組織風土にあっては、ポストを狙った政局的な視点から、なかなか積極的には協力し難い状況、あるいは妨害を行うようなケースすら想定される（そのため、社外の協力よりも、社外の専門団体に名を連ねることを優先することもあると考えられる）。監督当局が保険会社の統合的リスク管理を推進していくためには、このようなことを企図した、いわゆるモンスター部門、モンスター役員の出現（外部からの検証はなかなか困難であるが）を抑制することも重要な視点であると考えます。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
100	その他	<p>統合的リスク管理の整備に限った話ではないかもしれないが、我が国の組織文化においては、残念ながら、取締役会メンバー自身が、取締役会の場では特に発言をせず、発言しやすい（自分より下のメンバーしかいないような）非公式な場において、取締役会の決定内容を否定したり、あるいは覆したりするような発言をし、取締役会の指示・決定が一部の取締役メンバーによって実体的に覆される等、取締役としての自覚に欠ける発言・行動がとられることも想定される。このような状況は、有効な統合的リスク管理態勢の整備に著しい支障を来すものであるため、各取締役の日常的な発言や指示について、取締役会との整合性を重点的に検証することが監督上、有効であると考えます。監督指針の統合的リスク管理への記載の検討をお願いしたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。  なお、経営管理に係る着眼点については、監督指針「Ⅱ-1-2」に記載しております。</p>

101	その他	<p>新商品の数理認可申請における監督上の指針はあまり明確でなく、比較的、担当数理専門官の考えに依存しがちである。このため、担当数理専門官が変わるごとに、保険会社の対応も大きく変わることを余儀無くされている。この度、監督指針の改正において、統合的リスク管理態勢の下に保険引受リスク管理態勢が位置付けられるようになったことを契機として、新商品の数理認可申請における監督上の指針の明確化についても検討をお願いしたい。また、グループレベルでのガバナンスを含む、新商品のリスク収益検証の態勢についても、認可申請のプロセスも含めた上で、オンオフ一体的な監督の中に位置づけることも重要と考える。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、保険商品審査上の留意点等については、監督指針「IV. 保険商品審査上の留意点等」において記載しております。</p>
102	その他	<p>監督指針や各社の検討において、経済価値ベースの統合的リスク管理、資産負債の総合的管理の導入が進んでいる。新商品の認可申請手続きにおいても、このような状況のキャッチアップ、促進を図るべく、経済価値ベースでの検証結果、資産負債の総合的管理の確認結果についても、認可手続きに徐々に取り入れていくことが望ましい。このため、II-3-10 に関連する規定の追加の検討をお願いしたい。</p>	
103	その他	<p>今回の改正案の内容、およびこれまでのパブリックコメントの提出状況から、今回は、かなり有意義な意見が多くよせられるものと考えられる。もし、今回寄せられたパブリックコメントを反映して改正案の大幅な見直しを行うことが難しいようであれば、金融モニタリング基本方針の導入によって予定されている検査マニュアルの見直し時において改めて活用することをお願いする。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

○保険募集態勢関連			
1	Ⅱ-4-3-1 (2)④	<p>各保険会社においては、営業所等の拠点及び生命保険代理店の保険募集の実態を把握するため、監査部門が訪問することによる監査（以下、立入監査）に加え、例えば、保険会社の保険代理店担当者等が業務遂行状況を点検すること（以下、保険代理店担当者等による点検）や、保険会社が主体となり、保険代理店に点検を行わせた上で、その結果を確認・検証する取り組み（以下、書面による検証）を実施している。</p> <p>① 本規定の柱書及びア、イは、全ての営業所等の拠点及び生命保険代理店への立入監査を求めるものではなく、「監査等」には立入監査の他、保険代理店担当者等による点検や書面による検証も含まれるという理解でよいか。</p> <p>② 但し、保険代理店担当者等による点検、書面による検証による場合でも、本規定の柱書に照らせば、保険会社がそれらの検証結果を踏まえ、営業所等の拠点や生命保険代理店等を適切に教育、管理、指導を行うことが求められるという理解でよいか。</p>	<p>①については、貴見のとおり、保険会社が営業所等の拠点及び生命保険代理店の保険募集の実態等を適切に把握できるのであれば、本規定の柱書及びア、イの「監査等」には、保険会社の保険代理店担当者等が業務遂行状況を点検することや、保険会社が主体となり、保険代理店に点検を行わせた上で、その結果を確認・検証する取り組みも含まれると考えられます。</p> <p>但し、本規定のウに規定する無予告での訪問による監査等を実施する場合については、保険会社の担当者が、営業所等の拠点及び生命保険代理店に実際に訪問して監査等を行うことが必要であると考えられます。</p> <p>②については、貴見のとおりです。</p>
2	Ⅱ-4-3-1 (2)④	<p>本規定のア、イは、「監査等」の結果や、営業所等の拠点及び生命保険代理店の規模、保険募集の状況、不祥事故発生のリスクといった点等を踏まえ、保険会社が監査等の周期、その対象となる営業所等の拠点や生命保険代理店の選定、監査項目を検討することを求める趣旨と理解すればよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
3	Ⅱ-4-3-1	<p>本規定のウは、少なくとも、無予告での訪問による監査（以下、</p>	<p>本規定は、保険会社に対して、必要な場</p>

	(2)④	無予告監査)を実施しなければ監査としての実効性を確保できない場合に、保険会社が無予告監査を実施できる態勢の整備を求めらるるものであり、また、保険代理店との業務委託契約書に無予告監査を盛り込むことまで求める趣旨ではなく、実際に保険会社が無予告監査を実施できるような態勢の整備を求めているものであるという理解で良いか。	合に営業所等の拠点及び生命保険代理店に対する無予告での訪問による監査等を実施できる態勢を整備することを求めるものであり、この点が、保険会社と営業所等の拠点及び生命保険代理店との関係において確保されていれば貴見のとおりです。
4	Ⅱ-4-3-1 (2)④	「営業所等の拠点及び生命保険代理店の保険募集に関する業務内容について、以下のような点を含めて、監査等を適切に実施し、営業所等の拠点及び生命保険代理店の保険募集の実態等を把握し、適切な教育、管理、指導を行っているか」とある監督上の視点は、保険会社同様に、少額短期保険業者や認可特定保険業者に対しても同様に求めてはどうか。	貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
5	Ⅱ-4-3-1 (2)④ 及び Ⅱ-4-3-5 (2)⑧	保険会社による「監査等の手法として、無予告での訪問による監査等を実施できる態勢の整備」が新設されているが、銀行法等の業法により一定の態勢整備義務等が定められている者が生命保険募集人または損害保険代理店である場合は、対象外としていただきたい。	本規定は、保険会社に対して、必要な場合に営業所等の拠点及び保険代理店に対する無予告での訪問による監査等を実施できる態勢を整備することを求めるものです。 無予告での訪問による監査等は、保険会社が保険代理店等の保険募集の実態等を把握し、適切な教育・管理・指導を行うために実施されるものであり、こうした観点から、銀行法等の業法により一定の態勢整備義務が定められていることのみをもって、一律に対象外とすることは適当ではないと

			考えられます。
6	Ⅱ-4-3-1 (2)④ 及び Ⅱ-4-3-5 (2)⑧	保険会社の保険代理店監査においては、現在大半の保険会社が営業社員による保険代理店監査を実施する形態が多く、これでは牽制機能も働かず形式的な検査となってしまいます。適正な保険代理店指導には、利害関係のない実施機関(外部の内部監査)等による保険代理店監査の実施と評価が必要と考えます。	貴重なご意見として承ります。 当庁としては、引き続き、実効性のある監査等が行われるよう、保険会社等を監督していきたいと考えます。
7	Ⅱ-4-3-5 (2)④	本規定のエの「保険料口座振替契約であるにも関わらず正当な理由なく、手集金がされていないか」の正当な理由とは具体的にはどのようなものかご教示いただきたい。	正当な理由がある場合とは、例えば、書類不備等による口座振替不能時に、保険契約者に対し不備是正等の督促を十分に行った上で、口座振替の手続が間に合わず契約失効等のおそれがあるなど、真に手集金の必要性があると保険会社において確認した場合が考えられます。
8	Ⅱ-4-3-5 (2)④	本規定のオの「保険料の振替口座が正当な理由なく、保険契約者以外の名義の口座となっていないか」の正当な理由とは具体的にはどのようなものかご教示いただきたい。	正当な理由がある場合とは、例えば、保険料振替口座が保険契約者以外の名義の口座となっていることについて止むを得ない事由があることを、保険契約者に直接確認するなどの確実な方法により、保険会社において確認した場合が考えられます。
9	Ⅱ-4-3-5 (2)⑥	「保険証券が正当な理由なく、損害保険代理店を介して保険契約者へ交付されていないか」の正当な理由とは具体的にはどのようなものかご教示いただきたい。	正当な理由がある場合とは、例えば、保険証券を保険契約者へ直送せず保険代理店を介して交付することについて止むを得ない事由があることを、保険契約者に直接確

			認するなどの確実な方法により、保険会社において確認した場合が考えられます。
10	Ⅱ-4-3-5 (2)⑧	損害保険代理店に対して無予告での訪問による監査等が求められるケースは、事前に損害保険代理店の不正が想定される事情がある、または証拠書類等の改竄のおそれがあるなどの場合と考えるが、その理解でよいか。	貴見にあるような個別事情のほか、監査全体の有効性の向上など、無予告での訪問による監査等を導入する目的としては様々なものが考えられ、不正の蓋然性が低い保険代理店の場合であっても無予告での訪問による監査等が必要な場合もあると考えられます。 本規定は、保険会社に対して、必要な場合に保険代理店に対する無予告での訪問による監査等を実施できる態勢を整備することを求めるものです。
11	Ⅱ-4-4-2-2 (3)⑦	「当該苦情等について、顧客から外部委託先に申出があった場合には、外部委託先から保険会社へ漏れなく報告される態勢を整備しているか」とあるが、例えば、外部委託先において苦情等の記録を残し、保険会社へ漏れなく報告することを外部委託先に対して求めるとともに、漏れなく保険会社に報告されているかを保険会社が定期的に確認するといった態勢の整備が求められるものとするが、このような理解でよいか。	貴見のとおりです。
12	Ⅱ-4-5-1-1 (4)	「社内規則等」には、各社が高齢者に対する保険募集ルールを定めている、保険募集人向けのコンプライアンスマニュアル、現地向け通達文書等も含まれるという理解でよいか。	「社内規則等」は、一般的に社内における所定の手続きを経て定められ、全社的に拘束力があるものと考えられます。



			特に、本規定の高齢者に対する保険募集ルールについては、重要なものであるため、取締役会等の承認等の社内における所定の手続きを経て定められ、全社的に拘束力がある必要があると考えられます。
13	Ⅱ-4-5-1-1 (4)	今回の改正案において、「社内規則等に高齢者の定義を規定する」とあるが、一旦規定した後でも、実際の苦情・紛争等の発生状況等をもとに適宜見直しを行うことができる、という理解でよいか。	貴見のとおりです。
14	Ⅱ-4-5-1-1 (4)	銀行等の大型乗合代理店においては、既に独自の「高齢者の定義」及び保険募集ルールを導入している場合があり、委託元保険会社と当該保険代理店で「高齢者の定義」に差異が生じることが想定される中で、当該保険代理店が、取扱う保険会社毎に異なる保険募集ルールに基づいた保険募集を行うことは、実務負荷の増大・混乱から適切な保険募集が行われない懸念がある。 したがって、当該保険代理店において独自に当該定義・ルールを定めている場合、保険会社は、当該定義・ルールが自社の定める「社内規則等」に照らして大きく逸脱したものではないこと、当該保険代理店において、当該定義・ルールに従って適切な業務運営が行われていることを確認する態勢を整備すれば良いとの理解でよいか。	貴見のとおりです。 但し、保険会社は、保険代理店における取組みが本規定に照らして適切であるかについても確認する必要があると考えられます。
15	Ⅱ-4-5-1-1 (4)	投資信託や保険商品といった金融商品の種類によって取扱いが異なる場合も、複数の種類の金融商品を提供する金融機関におい	保険会社においては、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）「Ⅳ

		て、態勢整備に向けた円滑な対応が困難になる虞があることから、適用対象とする保険商品の範囲や、「高齢者」の定義について、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(本編)「IV-3-1-2(3)①」が参照する日本証券業協会の自主規制規則等と目線を合わせるべきことを明示するべきではないか。	-3-1-2(3)①」が参照する日本証券業協会の自主規制規則等の規定に関わらず、本規定(保険会社向けの総合的な監督指針(本編)II-4-5-1-1(4))に則り、高齢者や商品の特性等を勘案したうえで、きめ細やかな取組みやトラブルの未然防止・早期発見に資する取組みを行う必要があると考えられます。
16	II-4-5-1-1 (4)	本取組みは「高齢者や商品の特性等を勘案したうえ」というのが前提であるが、保険募集人の規模・特性に応じた態勢整備を求められているという理解でよいか。(全保険代理店に対して、一律の態勢整備を求めるものではないという理解でよいか。)	本規定は、保険募集人の規模・特性により、保険募集の品質に差異が生じることを想定しておらず、本取組みにあたっては、保険募集人の規模・特性に応じた適切かつ有効な方法により、高齢者に対するきめ細やかな対応を図る態勢を整備する必要があると考えられます。
17	II-4-5-1-1 (4)	「商品の特性等を勘案し」について、投資性・投機性が高い、保険料が高額、保険期間が長期、等を勘案すると理解しているがよいか。	
18	II-4-5-1-1 (4)	「商品の特性等を勘案し」について、自動車購入者の自動車保険、住宅購入者の火災保険、旅行者の海外旅行保険のように、損保商品における「即時契約ニーズの高さ」や「加入ニーズの顕在性」を考慮し運営を検討することは妥当と考えるが、問題ないことを確認したい。	また、貴見において例示されている商品の特性等を考慮して運営を行う際には、それらの特性等のみをもって、一律・機械的に高齢者対応の必要性が低いと判断するのではなく、高齢者や商品の特性等を十分に勘案し、必要な措置を講ずる必要があると考えられます。
19	II-4-5-1-1 (4)	「商品の特性等を勘案し」について、例えば自動車保険や火災保険など当該商品に対するニーズが顕在化している商品や商品構成を比較的単純にパターン化した傷害保険等については、特段高	

		<p>齢者のみを対象とした対応を取らなくても、適宜苦情等の分析を行い、改善に繋げるなどの適切な対応を行ってれば、「商品の特性等を勘案」した対応を行っているものと考えて問題ないか。</p>	
20	Ⅱ-4-5-1-1 (4)	<p>定義づけた一定の年齢以上の高齢者が契約者となる契約について、例示された取組みを全て行う、または、例示のうち必ず1つの取組みを行う等の画一的な募集方法を定めたりすることが目的ではないと理解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>但し、本規定に照らして、高齢者や商品の特性等を勘案したうえで、きめ細やかな取組みやトラブルの未然防止・早期発見に資する取組みがなされる必要があると考えられます。</p>
21	Ⅱ-4-5-1-1 (4)	<p>「その際の実施方法としては、例えば、以下のような方策を行うなどの適切な取組みがなされているか」として①～④の方策が記載されており、この①～④は例示であることから、①～④いずれかの方策が行われていれば良く、また、①～④以外の方策も許容されるという理解でよいか。</p>	
22	Ⅱ-4-5-1-1 (4)	<p>①から④に記載された方策はあくまで例示であり、例えば高齢者にかかる苦情等を分析した結果、当該苦情を削減する方法として、①から④よりも効果が望めるものがあった場合などは、各社の商品特性及び募集形態に合わせて、高齢者にかかるトラブルの未然防止や早期発見に資する取組みを行えば足りると解釈して問題ないか。</p>	
23	Ⅱ-4-5-1-1 (4)	<p>各社においては、既に指定代理請求人、親族以外の成年後見人等、保険募集時に親族以外の同席を求める実務を導入している場合があるが、「親族等」には、こうした親族以外の同席も含まれるという理解でよいか。</p>	

			してなされる必要があり、こうした観点から適切な者である必要があると考えられます。
24	Ⅱ-4-5-1-1 (4)	「保険募集内容の記録（録音・報告書への記録等）・保存」や「契約締結後に契約内容に係るフォローアップ」等の取組みの適切性等の検証等は、「高齢者や商品の特性等を勘案したうえで」適切に行うこととされており、各社商品特性や苦情動向等から、当該検証等の方法や水準については各社において適切に判断すればよいという理解で良いか。	貴見のとおりです。 但し、本規定に照らして、高齢者や商品の特性等を勘案したうえで、きめ細やかな取組みやトラブルの未然防止・早期発見に資する取組みがなされる必要があると考えられます。
25	Ⅱ-4-5-1-1 (4)	今回の改正は、加齢により理解度が低下している等の懸念がある高齢者に対して、高齢者以外の顧客に比してより丁寧な取組みがなされ、加えて、当該取組みの実効性検証や、その結果課題が発見された場合の対処が適切に行われることを求めるものと理解している。 上記を踏まえ、以下の点について確認させていただきたい。 ① 高齢者募集における「保険募集内容の記録（録音・報告書への記録等）・保存」については、顧客への適切かつ十分な説明を行うため既に導入している、重要事項説明書類の受領及び内容の了知・確認や、顧客の意向に合致した商品・内容であることを確認したこと等の記録・保存に加え、高齢者の特性を踏まえ上乘せして行われる①～④等の「きめ細やかな取組みやトラブルの未然防止・早期発見に資する取組み」に係る記録・保存が求められている、との理解でよいか。	①については、「保険募集内容の記録（録音・報告書への記録等）・保存」は、各保険会社におけるトラブルの未然防止・早期発見などに資する証跡として活用される必要があることから、高齢者や商品の特性等を勘案したうえで、必要に応じ、保険募集内容の記録・保存を行う必要もあると考えられます。 また、本規定に照らして、高齢者や商品の特性等を勘案したうえで、きめ細やかな取組みやトラブルの未然防止・早期発見に資する取組みがなされる必要があると考えられます。 ②、③については貴見のとおりです。

		<p>② 「契約締結後に契約内容に係るフォローアップ」については、既契約者に対する年1回の契約内容等の通知送付等、各社が既に導入している対応も含まれる、との理解でよいか。</p> <p>③ 最終文の「取組みの適切性等の検証等」については、①～④等の取組み及び記録・保存、契約締結後のフォローアップ等、各社における高齢者に対する保険募集に係る一連の取組み全体について、適切なPDCAサイクルを運営することを求めている、との理解でよいか。</p> <p>例えば、契約締結後に契約内容等の通知を発送したことにより苦情等が増加傾向にあることを把握した場合、その原因が①～④等の取組みの不徹底等によるものなのか、通知物の内容や表示方法が高齢者にとって理解されにくいことによるものなのか、等の視点で検証を行い、必要に応じて改善を図ることを求めている、との理解でよいか。</p>	
26	Ⅱ-4-5-1-1 (4)	「保険募集内容の記録・保存」「契約締結後に契約内容に係るフォローアップを行う」等の取組みは、上段の「きめ細やかな取組みやトラブルの未然防止・早期発見に資する取組み」を例示したものの一つであるという理解でよいか。	「保険募集内容の記録・保存」「契約締結後に契約内容に係るフォローアップを行う」といった取組みは、上段の「きめ細やかな取組みやトラブルの未然防止・早期発見に資する取組み」の例示ではなく、上段で求めている取組みに加えて、両取組みともに行う必要があると考えられます。
27	Ⅱ-4-5-1-1 (4)	「契約締結後に契約内容に係るフォローアップを行う」といった取組み」の例として、次のようなものが含まれると考えてよいか。	貴見のとおりです。 但し、契約締結後に行う契約内容に係る

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期保険の契約者に対して、年1回、契約内容等の確認を行うアンケート・DM等の郵送物を送付すること。</li> <li>・保険証券とは別に、契約内容確認用の書類等を送付すること。</li> <li>・電話による契約締結の御礼と契約内容確認のご案内を実施すること。</li> <li>・契約者訪問による契約内容確認のご案内を実施すること。</li> </ul>	<p>フォローアップは、高齢者に対するきめ細やかな取組みやトラブルの未然防止・早期発見に資する取組みであることを踏まえ、実効性のある個別具体的なフォローアップを検討・実施する必要がある、貴見の取組み事例についても、その観点から各取組の具体的内容・方法等を検討する必要があると考えられます。</p>
28	Ⅱ-4-5-1-1 (4)	<p>「商品の特性等を勘案したうえで契約締結後に契約内容に係るフォローアップを行う」とあるが、これは、誤解を生じるリスクが低いと考えられる比較的単純な商品においては、必ずしもフォローアップを要求するものでなく、例えば高齢者にかかる苦情等の分析に基づき、各社の商品特性及び募集形態に合わせて、高齢者にかかるトラブルの未然防止や早期発見に資する取組みを行えば足りると解釈して問題ないか。</p>	<p>フォローアップについては、貴見の「誤解を生じるリスクが低いと考えられる比較的単純な商品」であることのみをもって、一律に、その必要性が低いと判断するのではなく、高齢者や商品の特性等を総合的に勘案し、必要な措置を講ずる必要があると考えられます。</p>
29	Ⅱ-4-5-1-1 (4)	<p>「取組みの適切性等の検証等を行っているか」とは、高齢者募集における苦情を把握し、その原因を確認し、適切な改善策を講じていくPDCAサイクルの構築も、1つの方策であると考えてよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
30	Ⅱ-4-5-1-1 (4)	<p>本規定は、対面募集を念頭に置いており、郵送やインターネットによる募集について想定しているものではないという理解でよいか。</p>	<p>本規定は、対面募集のみならず、郵送やインターネットも含めた全ての募集形態に対して求められるものです。</p> <p>そのうえで、本規定に照らして、高齢者</p>

			や商品の特性等を勘案したうえで、募集形態に応じた方法により、きめ細やかな取組みやトラブルの未然防止・早期発見に資する取組みがなされる必要があると考えられます。
31	Ⅱ-4-5-1-1 (4)	高齢者募集についての具体的な方策等が示されているが、これらを実現するための態勢整備にはシステム対応や周知徹底など一定の時間を要することになる。直ちに実現を求めているものではないことを確認したい。	本規定の改正については、公表日より適用となりますが、その時点で態勢整備が不十分な場合は、本規定の趣旨にかんがみ、各社において、速やかに態勢整備に取り組む必要があると考えられます。
32	Ⅱ-4-5-1-1 (4)	社内規則等に高齢者の定義や保険募集方法を具体的に定め、実行し、その取組みの適切性等の検証等を行うための態勢を整備するためには、各社において社内規則等改正の社内手続き、募集文書・事務帳票等の新規作成や差替え、システムの大幅修正、保険募集人等への教育等の対応が必要であり、一定の期間とコストを要するものと考えられる。 このため、監督指針の適用時期までに当該対応が出来ない事情がある場合には、対応ができない部分につき一定期間の猶予を認めることとして頂きたい。	
33	Ⅱ-4-5-1-2 (21)②(注) 及び Ⅱ-4-6-2 (2)①イ.(注)	本規定は、個人情報保護法等を踏まえた適切な取扱いを求める当然の記載であり、この監督指針の改定によって「法令等に基づく適切な取扱い」の内容そのものを変更する趣旨ではないと理解しているが、このような理解でよいか。	貴見のとおりです。 本規定は、個人情報の取扱いに関して問題となった事例を基に、類似する事例についても注意を促すために追記したものであり、個人情報保護にかかる従来の取扱いを

			変更するものではありません。
34	Ⅱ-4-5-1-2 (21)②(注) 及び Ⅱ-4-6-2 (2)①イ。(注)	本規定に基づく保険代理店の個人情報に係る取扱状況について、例えば、保険会社は適宜保険代理店に対する教育・管理・指導を行うことに加え、監査等を通じて実効性を確認するといった態勢整備が求められているという理解で良いか。	貴見のとおりです。
35	Ⅱ-4-5-1-2 (21)②(注) 及び Ⅱ-4-6-2 (2)①イ。(注)	個人情報保護法第22条に基づき保険会社が管理・監督する義務を負うのは、当該保険会社はその取扱いを委託する個人情報（以下、「自社固有個人情報」）に限られている。そのため、本規定の（注）の書きぶりでは、保険会社は自社固有個人情報に関して目的外利用が行われることのないように対応すれば足りるようにも読める。しかし、各保険会社は、自社固有個人情報について目的外利用されないように対応するのみならず、それ以外の個人情報（乗合他社が保険代理店に対して取扱いを委託する個人情報及び当該保険代理店が独自に取得し管理する個人情報）についても自社の保険の保険募集の際に目的外利用が行われないように対応する必要があると考える。これらの個人情報の目的外利用が行われることなく、法令等に基づく適切な取扱が行われるためには、乗合保険会社各社が、自社固有個人情報に係る取扱いを規定するだけでなく、それ以外の個人情報を利用し自社の保険商品を募集する際の取扱いについても規定することが、本規定の実効性を確保するうえで有用と考える。	貴重なご意見として承ります。 なお、個人情報保護法は、保険会社のみならず、保険代理店についても適用され得ることから、保険代理店についても、同法に則り、個人情報の目的外利用が行われないよう必要な措置を講ずることが求められることとなります。
○保険主要株主関連			



1	Ⅲ-2-12-1(3)② イ	本規定は、保険会社の独立性について検証する際の一つの着眼点として記載されたものであり、保険主要株主会社の役員又は職員が保険会社の役員又は職員を兼任することを一律に禁止する趣旨ではないという理解で良いか。	貴見のとおりです。
2	Ⅲ-2-12-1(3)② ロ	本規定は、保険会社の独立性を含む業務の健全かつ適切な運営について検証する際の一つの着眼点として記載されたものであり、保険主要株主会社が保険会社の業務の一部を受託することを一律に禁止する趣旨ではないという理解で良いか。	貴見のとおりです。
3	Ⅲ-2-12	Ⅲ-2-12 保険主要株主において今回新設された部分において、株主からの保険会社の独立性が強調されているが、親会社における子会社のリスク管理との調和・有効性等に関してはどのように考えたら良いか。	保険主要株主審査の着眼点として、主要株主からの保険会社の「経営の独立性」（監督指針Ⅲ-2-12-1(3)②）を記載しているのは、株主（グループ）等の利益を図るために、保険会社の経営に不当に介入し、保険会社の業務の健全かつ適切な運営が損なわれ、ひいては保険契約者等の利益が害されることを防止するためです。一方、主要株主（親会社）は保険会社（子会社）のリスク管理をその健全性確保の観点から適切に行うことが当然に求められるところであり、両者は矛盾するものではありません。
少額短期保険業者向けの監督指針			
1	Ⅱ-3-3-1(1)	今般の監督指針改正案では、「特定商取引法における連鎖販売取引あるいはそれに類似する取引を行う組織形態においては、募	今般の監督指針改正は、特定商品取引法上の連鎖販売取引或いはそれに類似する取

		<p>集人に対して過度な販売目標の設定や販売促進がなされることにより、適切な募集態勢が確保されないことが想定される。」との現行規定が削除されているが、これは、特定商取引法における連鎖取引販売あるいはそれに類似する取引を行う組織形態においては、基本的に適切な募集態勢が確保されない懸念が高いことを踏まえ、Ⅱ-3-3-2(2)②にあるとおり、「特別利益の提供」に該当するおそれのある保険募集がなされていないかをより厳しく監督する方針となったという理解でよいか。</p>	<p>引による保険募集が、保険業法第 300 条第 1 項第 5 号の「特別利益の提供」に該当するおそれがある旨を明確化する趣旨であり、引き続き、不適切な募集が行われていないか注視していきたいと考えています。</p>
<p>保険検査マニュアル</p>			
1	<p>保険募集管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 1. ⑥(ii)</p>	<p>各保険会社においては、営業拠点及び保険代理店の保険募集の実態を把握するため、監査部門が訪問することによる監査（以下、立入監査）に加え、例えば、保険会社の代理店担当者等が業務遂行状況を点検すること（以下、代理店担当者等による点検）や、保険会社が主体となり、代理店に点検を行わせた上で、その結果を確認・検証する取り組み（以下、書面による検証）を実施している。</p> <p>① 本規定の柱書及びイ、ロは、全ての営業拠点や保険代理店への立入監査を求めるものではなく、「内部監査等」には立入監査の他、代理店担当者等による点検や書面による検証も含まれるという理解でよいか。</p> <p>② ただし、代理店担当者等による点検、書面による検証による場合でも、本規定の柱書に照らせば、保険会社がそれらの検証結果を踏まえ、営業拠点や保険代理店等を適切に教育、管理、</p>	<p>①については、貴見のとおり、保険会社が営業拠点及び保険募集人（代理店を含む。）の保険募集の実態等を適切に把握できるのであれば、本規定の柱書及びイ、ロの「内部監査等」には、保険会社の代理店担当者等が業務遂行状況を点検することや、保険会社が主体となり、代理店に点検を行わせた上で、その結果を確認・検証する取り組みも含まれると考えられます。</p> <p>但し、本規定のハに規定する無予告での訪問による内部監査等を実施する場合には、保険会社の担当者が、営業拠点及び保険募集人に実際に訪問して内部監査等を行うことが必要であると考えられます。</p>

		指導を行うことが求められるという理解でよいか。	②については、貴見のとおりです。
2	保険募集管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ.1.⑥(ii)	本規定のイ、ロは「内部監査等」の結果や、営業拠点及び保険代理店の規模、保険募集の状況、不祥事故発生リスクといった点等を踏まえ、保険会社が監査等の周期、その対象となる営業拠点や保険代理店の選定、監査項目を検討することを求める趣旨と理解すればよいか。	貴見のとおりです。
3	保険募集管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ.1.⑥(ii)ハ	本規定は、少なくとも、無予告での訪問による監査（以下、無予告監査）を実施しなければ監査としての実効性を確保できない場合に、保険会社が無予告監査を実施できる態勢の整備を求めるものであり、また、保険代理店との業務委託契約書に無予告監査を盛り込むことまで求める趣旨ではなく、実際に保険会社が無予告監査を実施できるような態勢の整備を求めているものであるという理解でよいか。	本規定は、保険会社に対して、必要な場合に営業拠点及び保険募集人（代理店を含む。）に対する無予告での訪問による内部監査等を実施できる態勢を整備することを求めるものであり、この点が、保険会社と営業拠点及び保険募集人との関係において確保されていれば貴見のとおりです。
4	顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅱ.5.(2)⑤	平成23年2月公表「『保険検査マニュアル改定（案）』に対するパブリックコメントの結果等について《コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方》」番号97、番号103において、顧客からの相談・苦情等で記録・保存すべき範囲については、個別の相談・苦情等の重要性に応じて、各保険会社が適切に判断すべき事項であり、顧客サポート等の適切性が確保されるものであれば、一般的な問い合わせ等を含むあらゆる問い合わせが対象となるものではない旨が示されている。  したがって、今般追記された「相談・苦情等について、顧客から外部委託先に申出があった場合には、外部委託先から当該保険	貴見のとおりです。

		<p>会社へ漏れなく報告される態勢が整備されているか。」とは、一般的な問い合わせ等を含むあらゆる問い合わせを対象とする趣旨ではなく、上記の保険会社が適切に判断して定めた範囲において、外部委託先から漏れなく報告される態勢の整備が求められているという理解で良いか。</p>	
5	<p>顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 5. ①脚注15</p>	<p>本規定に基づく保険代理店の個人情報に係る取扱状況について、例えば、保険会社は適宜代理店に対する教育・管理・指導を行うことに加え、監査等を通じて実効性を確認するといった態勢整備が求められているという理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
6	<p>その他</p>	<p>これまでの立入検査にあっては、裁量行政を回避することが一つの重要な視点になっており、それが現在の保険検査マニュアルの構成や立入検査における指摘の手順にも反映されている。このことは、裁量行政を回避することができる一方で、立入検査においては必ずしも100%確実な証拠を得ることは難しいことから、明確な証拠を示すことは難しいものの明らかに改善すべき問題があるような保険会社が、全社一体で問題を認めずに強気の姿勢を示した場合には、指摘を行うことや改善を促すことがなかなか難しく、現状を追認せざるを得ないという面もある。その一方で、最近の金融検査の考え方では、従来のミニマムスタンダード充足の有無に関する事後検証から、金融モニタリングの導入によるベストプラクティスの推進にシフトしつつあると認識している。このような考え方の導入は、先のような常に強気の対応を示す保険会</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

		社にしても改善を促す手段としても有効であるとする。保険検査マニュアルの改正にあつては、このような視点が必要とする。	
<b>金融持株会社に係る検査マニュアル</b>			
1	グループ自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト I. 1. ①	「個々のグループ内会社では対応できないグループ体制特有のリスク（保険グループが、より大きなグループの一部を構成しているために生じるグループリスクが存在する場合には、そのリスクも含む。）」とありますが、ここで言う「グループリスク」とは、グローバルなグループの日本法人としての保険グループにおけるリスクを想定しているのでしょうか。	本チェックリストI. 2. (2)②の通り、グループの範囲は各保険グループにおいて定めるものとしております。例えば、日本法人におけるリスク・プロファイルの把握に当たって、海外の親会社等のリスクを検討に含めるなど、実態に応じ、各保険グループ自らが判断を行う必要があると考えております。
2	グループ自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト I. 1. ①	脚注1として「金融コングロマリット監督指針により排除されるものを除く。」とありますが、金融コングロマリット監督指針で排除されないマルチプル・ギアリングとして想定されているものをご教示下さい。	例えば、子会社の購入した投資信託に意図せず親会社の株式が含まれていた場合など、金融コングロマリット監督指針Ⅱ-2-1(1)④で排除されていないものを想定しております。
3	グループ自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト I. 2. (2) ②脚注5	「ここでいうグループ及びグループ内会社とは、会計や税務目的などの目的のために定義されたグループ及びグループ内会社とは異なる場合があることに留意する。」とありますが、銀行のグループの範囲と、制度趣旨の違いについてご教示下さい。	会計上重要性に乏しい非金融会社等を、一律にグループの範囲に含める趣旨ではなく、各保険グループが統合的リスク管理を行うにあたっては、グループの範囲を重要性に応じて、実質的に判断する必要があるとの趣旨から記載しております。

＜以上＞